

平成 22 年度
文部科学省委託事業

生涯学習施策に関する調査研究

博物館倫理規程に関する 調査研究報告書

平成 23 年 3 月
財団法人 日本博物館協会

はじめに

近年、国や地方公共団体の財政の悪化や規制緩和、民間手法の導入が進む中で、博物館の運営や活動を巡る社会的環境は、著しく変化している。公立博物館においては、指定管理者制度の導入、非常勤職員の増加、ボランティアの導入等が進んでいる。私立博物館においては、新公益法人制度が導入され、国立の博物館であった館においては、独立行政法人として経営の在り方が変わった。

一方、こうした博物館を巡る運営や活動の変化の中で、博物館は、生涯学習社会の進展や国民の知的要求に積極的に応えていくことが従来にも増して求められている。

博物館を巡る状況の変化に適切に対応しつつ、博物館がその本来の目的や機能を果たし、公益性を確保していくためには、改めて、博物館の運営や活動の主な担い手である学芸員をはじめとする博物館関係者がその職務を遂行していく上で、拠り所として共有できる行動の指針が求められている。I C O M（国際博物館会議）や欧米諸国では、その重要性が認識され、既に博物館に関する倫理規程の制定という姿で先行している。

しかしながら、我が国では一部の博物館や博物館関係団体を除いて博物館に共通する指針としての倫理規程は未だ策定されていない。倫理規程に関する博物館関係者の理解や意識も十分ではない状況である。

こうした現状を踏まえ、文部科学省は、平成 21 年度に、「図書館・博物館における地域の知の拠点推進事業」として「博物館倫理規程に関する調査研究」を実施し、(財)日本博物館協会が、調査研究を受託した。調査研究に当たっては、I C O Mや欧米各国の倫理規程を比較検討するとともに、我が国で既に倫理規程を策定している団体から、その取組状況について意見を聴取するなどの情報の収集を行った。

これらの結果を踏まえて、博物館倫理規程に関する調査研究委員会で検討を重ね、報告書を取りまとめた。報告書では、倫理規程の名称を関係者の行動の拠り所という趣旨を踏まえ「行動規範」ということとした。そして、行動規範の必要性・対象、行動規範の内容及び行動規範制定の手順をまとめ、公表した。行動規範の内容として、具体的に 10 項目の「行動規範に必要な原則」を示した。

平成 22 年度も文部科学省の「生涯学習施策に関する調査研究」として、(財)日本博物館協会が「博物館倫理規程に関する調査研究」を受託することになった。本調査研究報告書は、いわば 2 年間にわたる調査研究の成果である。調査研究に当たっては、倫理規程に対する考え方や平成 21 年度の調査研究報告書で示された「行動規範に必要な原則」について、博物館関係者や学識経験者に対し、アンケートやヒアリング（文書）調査により意見を聴取した。さらに、当協会主催の全国博物館大会に併せて「博物館と倫理規程」のテーマでパネルディスカッションを行い、意見交換を行った。

これらの取組を踏まえて、博物館倫理規程に関する調査研究委員会で検討を行い、博物館倫理規程は、我が国の博物館の実態に合ったもの、実際に役に立つ有効なもの、学芸員等の博物館職員の積極的姿勢・行動を促すものとするべきであるとの基本的考えを明確にした。

各博物館は、その設置の形態、沿革、理念・運営方針、資料収集の内容、展示方針、規模等が異なり、運営・活動状況は多種多様である。倫理規程の策定に当たっては、まず、その前提となる博物館に求められる各館種及び各館に共通する運営や活動の基本理念として「博物館の原則」を示すこととした。この原則に従って各館種及び各館に通じる共通の内容・水準とし、学芸員やその他の職員、設置者を中心に、ボランティア等、博物館にかかわる幅広い人たちが行動の拠りどころとして共有できる原則を示すこととした。この共通の原則を基に、具体的な取り組みについては、ICOM倫理規程や館種別、あるいは職種別に定められた既存の倫理規程や法規、その他の実務基準を参照するよう促すこととした。今回示した「行動規範に盛り込むべき内容」である10の項目は、いわば「参照軸としての倫理規程」と位置づけられる。

また、博物館は、人々の自主的な活動を基本とする社会教育の機関であり、民間の組織が設置する博物館も多いこと等を考慮すると、倫理規程は、国や地方公共団体が法令等で定めたりするのではなく、博物館関係者が自ら策定することが適切と考えた。

各博物館及び博物館関係団体にあつては、本調査研究報告書に示された「博物館関係者の行動規範に盛り込むべき内容」をもとに、その実態に即した倫理規程を自ら制定することが期待される。自らが倫理規程を持つことにより職員の意識の向上が図られ、もって博物館の公益性が担保されるものとする。

なお、本調査研究報告書で示された倫理規程（博物館関係者の行動規範）は、あくまでも、博物館が置かれている現時点におけるものである。博物館の置かれた状況は変化しており、社会や時代に即した倫理規程を持つためには、今後、不断の見直しが求められる。

最後に、アンケート調査及びヒアリング調査にご協力をいただいた皆様、博物館倫理規程に関する調査研究委員会で熱心に検討いただいた委員の皆様、並びに本調査研究にご支援とご指導をいただいた文部科学省生涯学習政策局社会教育課の皆様には、厚く感謝申し上げます。

目 次

はじめに	i
第 1 章	博物館関係者の行動規範の提案に向けて	1
	—その背景、経緯と基本的考え方—	
第 2 章	博物館関係者の行動規範に盛り込むべき内容	5
第 3 章	博物館関係者の行動規範に盛り込むべき内容の解説	7
第 4 章	今後の取り扱い及び課題	33
資 料	1. 博物館倫理規程に関する調査研究委員会委員 及び協力をいただいた方々	35
	2. 博物館倫理規程に関する調査研究委員会検討経緯	36
	3. 博物館倫理規程に関するアンケート調査結果概要	37
	4. 博物館倫理規程に関するヒアリング調査結果概要	46
	5. 博物館倫理規程に関するパネルディスカッション概要	50

第1章 博物館関係者の行動規範の提案に向けて ——その背景、経緯と基本的考え方——

ICOM（国際博物館会議）は、世界的共通理念としての博物館という「施設（institution）」及び「プロフェッショナルな博物館職員（professional museum workers）」について定義している。そこでは「ICOM職業倫理規程を尊重する自主性を持った人間」¹という一句も含まれている。我が国の博物館活動に携わる人々がこのことをどの程度認知しているのであろうか、あるいは、ICOM倫理規程そのものがどの程度認知されているのであろうか。ICOM倫理規程の日本語訳を作成した当協会のアンケート調査では、ICOM倫理規程についてほとんど知られていないのが実情である。

ICOMにおける倫理規程への取り組みには相応の歴史がある。まず1970年に、資料の収集活動に焦点を絞った「収集活動の倫理」（Ethics of Acquisition）がまとめられているが、これが最初の取り組みである。それを発展させ、博物館活動の全体を網羅した「職業倫理規程」（ICOM Code of Professional Ethics）が制定されたのが1986年であった。これは2001年の改訂にあたってその名を「博物館倫理規程」（ICOM Code of Ethics for Museums）と改め、さらに2004年の再改訂を経て現在に至っている。

現行の版の序文において、ICOM倫理規程は「世界中の博物館の専門職員が無理なく待ち望んでいる行動と実践の最低基準を示すもの」²と記されている。同時に、ICOM倫理規程は「世界共通の最低基準を提供するもので、各国及び専門家の団体は、これを基にそれぞれの特有な要求を満たすものを作成することが可能である」³とも記されている。

実際、ICOM倫理規程の初版が制定されたのち、カナダ（1999年）、アメリカ（2000年）、イギリス（2002年）、フランス（2007年）など、いくつかの国においては独自に博物館倫理規程が制定されている。内容の詳細は、平成21年度の調査研究報告書において比較検討しているのでそちらを参照されたいが、カナダ・アメリカ・イギリスではそれぞれ国内の博物館協会が主体となって自主的な指針として制定し、一方、フランスでは文化担当大臣名の通達という違いがある。いずれにせよ、ICOM倫理規程の基本原則に基づくか、それと精神を共有している点において大きな差は見られない。また、韓国の場合は、独自の倫理規程を設ける代わりに韓国の博物館法の中で「ICOM倫理規程を遵守する」という意味の条文を盛り込んでいる（1998年）。

このように欧米の先進諸国を中心として、博物館を設置し、運営し、又は現場で従事する者を対象とした倫理規程が制定されている例はいくつも存在する。しかしながら、先進国の一角に位置する我が国の場合を見ると、まず、博物館全体を視野に入れた倫理規程に類するものが未だ存在しない（ただし、前述の調査研究報告書で記述したように、動物園・水族館、図書館などにおいては「倫理綱領」を定めている）。それだけでなく、冒頭にも記したように、ICOM倫理規程そのものの認知度が低いと言わざるを得ない。

一方、我が国においては、「はじめに」でも触れているが、国⁴公私立すべてにわたり博物館を巡る法的・社会的状況が変化してきた。さらに、文部科学省の調査によれば、過去20年間の推移を見ると、全国の博物館数及び博物館全体の入館者数は、増加傾向にあるものの、一館当たりの入館者数は逆に減少傾向にある。国全体を覆う経済の沈滞状況や地方格差の問題などともあわせ、こうした状況は、もともと市場経済の論理になじまないと言える文化施設の運営・経営に大きなプレッシャーになっていることを否定できない。I COMの定義によると、博物館は「非営利で常設の機関 (a non-profit making, permanent institution)」とされている。博物館として必要な事業の実施、施設の存続のために「profit-making」が求められる現実がある。

また、前年度の調査研究報告書において一部の事例を取り上げているが、我が国の博物館界では、I COM倫理規程の内容に関わり、それに抵触するような事象も過去にいくつか起きている。明白に既存の法律に背くような事象（職員による資料の盗難など）は論外としても、法令の次元で規定し制約するには馴染まないながらも、理念・良識として博物館活動の根本に関わる事象は、報道等によって社会に広まるか否かを問わず、博物館の現場に携わる人々の周囲で少なからず起きていると思われる。

こうした我が国の状況を踏まえ、現実の前に霞みがちになる普遍的な理念に立ち返り、他の先進諸国と同様、国際的基準に合致した日本版の博物館倫理規程の必要性を認識し、どのようにして具体的に制定していくかを考える必要がある。二年間にわたる調査研究はこうして実施されたものである。「はじめに」で言及したように、前年度の調査研究では、国際的な動向及び国内固有の状況を調査、比較検討したうえで、日本版博物館倫理規程を策定する上での素材を提供するために「行動規範に必要な原則」をまとめた。なお、この報告書では「Code of Ethics」の日本語として、「倫理規程」という語ではなく、「行動規範」という語を最終的に使用することにした。その理由は（前年度の報告書にも記したことではあるが）、「倫理規程」ということばの持つ語感が、ここで提案しようとするものに対する誤解を生みかねない感があることによる。日本学術会議の「科学者の行動規範」といった我が国の他の事例も参照した結果、「博物館活動の原則として守るべきもの」であり「博物館に関わる人々の行動の拠り所となるようなもの」という意味で、「行動規範」ということばに決定した次第である。

「博物館関係者の行動規範」（以下「行動規範」と略する。）は、「global minimum standard」としてのI COM倫理規程に依拠しつつ、日本版としては何が必要かを検討し、かつ、日本国内における普遍性（国公立や館種といった区別を超えて共有できる）を目指したものになっている。我が国では、博物館法及び文化財保護法などの関連法規が存在し、また、文部科学省では、現在「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」策定に動いているが、こうした法規・規則等との整合性及び動向等にも注意した。また、この検討過程において、I COM倫理規程は、博物館そのものの定義と不可分であることが再認識された。つまり、「博物館関係者」＝「人」を対象とした「行動規範」をまとめるためには、その前提条件

として「博物館という『施設』『機関』（英語で言えば Institution）とは何であるか」すなわち「博物館の原則」をことばで再確認することとした。もちろん「博物館の原則」は、既存の博物館法等と矛盾するものであってはならないが、法の中で定義・明言することになじまないことも含めて、「博物館」とは何かをことばで明記することが必要である。

そこで、検討・整理した「博物館の原則」をここに掲げる。

《博物館の原則》

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い活動する。

1. 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。
3. 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し改善を図る。
5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。
6. 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。
7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。
8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量的向上に努める。
9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。
10. 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

以上 10 項目に整理した「博物館の原則」を根拠として次章で提言するのが、博物館関係者の『行動規範に盛り込むべき内容』である。この「行動規範」も 10 項目から成るが、各項目それぞれが上記「博物館の原則」の 10 項目と一対一に対応するものとしてまとめられている。また、「行動規範」の各項目には、本文をよりよく理解していただくために、本文中の語句の定義、本文への補足的な注釈や解説及び参考となる関連資料の引用などをまとめている。

この調査研究報告書は、昨年度に続く調査研究の成果物であるが、実のところまだ出発点と言うべきである。本調査研究報告書でも最後に 1 章を割いて記しているように、我が国の博物館に携わるすべての人々に、「行動規範」を知ってもらい、理解していただき、さらに内容を精査し、最終的に共有・活用することが重要である。さらに付け加えるならば、「行動規範」の前提としてこのたび文章化した「博物館の原則」についても、将来、我が国の博物館界の「憲章」のような形で共有されることを期待したい。

-
- ¹ 英語原文では「independent persons respecting the ICOM Code of Professional Ethics」となっている。
 - ² この個所の英語原文は次の通り It sets minimum standards of conduct and performance to which museum professional staff throughout the world may reasonably aspire...
 - ³ この個所の英語原文は次の通り the present Code provides a global minimum standard on which national and specialist groups can build to meet their particular requirements.
 - ⁴ 独立行政法人立の博物館については、国立としている。

第2章 博物館関係者の行動規範に盛り込むべき内容

趣旨

博物館は、人類共有の財産である貴重な資料を分かち合い、文化を継承、創造していく機関である。博物館は、過去と現在と未来をつなぐことで、豊かな感性と知性にあふれる力ある社会を築くことに貢献する。このような博物館の公益性を高めるために、博物館に携わる者が尊重すべき拠りどころとして、博物館関係者の行動規範を示す。

対象

ここでいう「博物館」とは、博物館法及びI COM（国際博物館会議）による博物館の定義を準用し、「博物館」、「美術館」、「郷土館」、「文学館」、「科学館」、「植物園」、「動物園」、「水族館」等のあらゆる館種を含む。

ここでいう「博物館関係者」は、設置者を構成する者、博物館の職員、ボランティア、インターン等の博物館に携わるすべての者を表す。

活用

博物館は、その設置の形態、沿革、使命・方針、資料や展示の内容、規模等が異なり、活動状況は多様である。この行動規範は、館種及び各博物館に通じる共通の原則として、各博物館における取組、課題解決の指針となるものである。この行動規範を手がかりに、各博物館は、関係法規及びI COM倫理規程や館種別、職種別に定められた倫理規程、その他の実務基準を参照することが求められる。

行動規範1. 貢献

博物館に携わる者は、博物館の公益性と未来への責任を自覚して、学術と文化の継承・発展・創造のために活動する。

行動規範2. 尊重

博物館に携わる者は、資料の多面的な価値を尊重し、敬意をもって扱い、資料にかかわる人々の多様な価値観と権利に配慮して活動する。

行動規範3. 設置

博物館の設置者は、博物館が使命を達成し公益性を高めるよう、財源確保、人的措置、施設整備等の活動の基盤の確保に努める。また、博物館にかかわる人と収蔵品の安全確保を図る。

行動規範4. 経営

博物館に携わる者は、博物館の使命や方針・目標を理解し、目標達成のために最大限の努力を行い、評価と改善に参画する。博物館の経営者は、経営資源を最大限に活かし、透明性を保ち、安定した経営を行うことで公益の増進に貢献する。

行動規範 5. 収集・保存

博物館に携わる者は、資料を過去から現在、未来へ橋渡しをすることを社会から託された責務と自覚し、収集・保存に取り組む。博物館の定める方針や計画に従い、正当な手続きによって、体系的にコレクションを形成する。

行動規範 6. 調査研究

博物館に携わる者は、博物館の方針に基づき、調査研究を行い、その成果を活動に反映し、博物館への信頼を得る。また、調査研究の成果を積極的に公表し学術的な貢献を行うよう努める。

行動規範 7. 展示・教育普及

博物館に携わる者は、博物館が蓄積した資料や情報を人類共有の財産として、展示や教育普及活動など様々な機会を捉えて、広く人々と分かち合い、新たな価値の創造に努める。

行動規範 8. 研鑽

博物館に携わる者は、教育・研修等を通じて、専門的な知識や能力、技術の向上に努め、業務の遂行において最善を尽くす。また、自らの知識や経験、培った技能を関係者と共有し、相互に評価して博物館活動を高めて行く。

行動規範 9. 発信・連携

博物館に携わる者は、人々や地域社会に働きかけ、他の機関等と対話・連携して、博物館の総合力を高める。

行動規範 10. 自律

博物館に携わる者は、「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」に基づき活動する。関連法規を理解し、遵守するとともに、I C O M（国際博物館会議）の倫理規程や関連する学問分野の倫理や規範を尊重する。予期しない事態についても、自らの規範に照らして真摯に検討し関係者とともに解決を図る。

第3章 博物館関係者の行動規範に盛り込むべき内容の解説

はじめに

○成り立ち

「博物館関係者の行動規範」は、I COM（国際博物館会議）をはじめとする諸外国の倫理規程の原則を参照し、日本博物館協会の「対話と連携の博物館」（2001年）、「博物館の望ましい姿」（2003年）等の報告書で示した考え方に基づいている。また、「科学者の行動規範」（日本学術会議、2006年）、「文化財の保存にたずさわる人のための行動規範」（文化財保存修復学会、2008年）、「日本考古学協会倫理綱領」（2006年）、「図書館員の倫理綱領」（日本図書館協会、1980年）、「アーキビストの倫理綱領」（国際文書館評議会、1996年）等に盛り込まれた原則とも比較対照した（詳細は『博物館倫理規程に関する調査研究報告書』平成22年3月 日本博物館協会を参照）。

なお、文部科学省は、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（以下「望ましい基準」とする。）を策定する予定である。「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」の議論では、基準と倫理規程の関係をこう整理している。

新たな望ましい基準は、設置者及び博物館という機関を対象とし、管理面なども含めた組織としての対応の在り方などを定める「組織基準」であるのに対し、博物館の倫理規程は、主に設置者や博物館の構成員・関係者を対象とし、館長や学芸員、その他職員についての「行動規範」となるべきものである。「組織基準」と「行動規範」を一对として捉えたときに、真の現代的な「博物館の望ましい姿」を示すこととなるものと考えられる。

したがって、倫理規程の策定に当たっては、改定される新たな望ましい基準との関係に留意することが必要となる。新たな望ましい基準と倫理規程の両者が相互補完的に運用されることにより、相乗効果が発揮され博物館の質的向上につながることを期待される。

このような考え方を受け、新たな望ましい基準の検討内容に着目し、行動規範と内容が整合するように留意した。

○特色

行動規範は、これのみで完結するのではなく、法規や既存の倫理規程、その他の実務基準とつなぐ役割をもっている。この章では、さらに参照すべき他の倫理規程や参考文献を示した。このたび策定が予定されている「望ましい基準」の条項も適宜参照することが望まれる。

博物館で実際に問題が生じた場合、行動規範や関連する諸規定・諸基準に解決方法が示

されているわけではない。その問題の性質やその館の方針や置かれた状況によって解決方法は異なる。行動規範や関連する諸規定・諸基準を参照しつつ、関係する当事者が対話することによって妥当な解決方法が見出される。行動規範は、問題の解決を促す手がかりとなるものである。

このような意味から行動規範は、「参照軸」といった特色を持ち、問題が生じたときに参照する指針であり、問題解決への入り口となる。

○対象

行動規範でいう「博物館関係者」は、博物館に携わるすべての組織、その構成員を表す。設置者及び経営者、職員は、行動規範を遵守する必要がある。設置者、経営者、職員とは具体的には以下のような人たちが当てはまる。

【設置者】

- ・国立館：所管省庁の責任者・担当者、独立行政法人の理事・評議員
- ・公立館：所管部署の責任者・担当者
- ・公益法人が設置する館：理事・評議員
- ・株式会社等が設置する館：所管部署の責任者・担当者
- ・個人立館：設置者

【経営者】

- ・理事長・館長を始めとする経営に責任を持つ幹部

【職員】

- ・学芸系職員 …………… 学芸員、研究員、飼育員等の呼称を問わず学芸業務に従事する専門職
- ・管理系職員 …………… 庶務、経理等の管理業務に従事する職員
- ・技術系職員 …………… 施設管理等を担当する職員
- ・サービス系職員 …… 受付、ショップ、飲食施設等のサービスに従事するスタッフ

※これらの職員には、指定管理者を含み常勤、非常勤、契約職員、人材派遣、アルバイト等の雇用形態は問わない。

また、以下に示すその他の博物館に携わる者は、少なくともこの行動規範を知り、その内容を理解することが期待される。博物館への関与の仕方によっては、この行動規範を遵守することが求められる。

【その他の従事者・関係者】

- ・ボランティア …………… 博物館活動が無償で支援するスタッフ及びその団体
- ・インターン …………… 実務経験を積むために博物館活動に従事する大学生・大学院生等
- ・友の会 …………… 会員及びその組織
- ・協力者 …………… 諮問機関の委員、共催先の団体・担当者、協力関係にある団体・構成員等

- ・ 支援者 …………… 寄贈者、協賛先等
- ・ 学芸員養成の大学 …… 学芸員資格に係る科目を担当する教員等
- ・ 関連団体等 …………… (財) 日本博物館協会、館種別団体、学会等の会員

○構成

行動規範は、博物館に携わる者を対象としている。その前提として博物館という機関の存在意義やなすべき取組みを明らかにする必要がある。そこで本調査研究報告書の第1章に記したように以下の「博物館の原則」を示すことにした。

《博物館の原則》

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い、活動する。

- 1 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
- 2 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかる環境の多面的価値を尊重する。
- 3 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
- 4 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し改善を図る。
- 5 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。
- 6 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。
- 7 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。
- 8 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量的の向上に努める。
- 9 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。
- 10 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

このような博物館の10の原則を実現するために、10の原則と対応するように博物館に携わる者の10の行動規範を明らかにした。

10の行動規範は、3つに大別される。まず、行動規範の1. 貢献、2. 尊重は、博物館に携わる者の基本的な心構えを示している。博物館に携わる目的、何のために博物館に携わるのかということと、資料と資料にかかわる人への態度である。

次に、博物館に携わる者が取組む内容として、行動規範の3. 設置、4. 経営、5. 収集・保存、6. 調査研究、7. 展示・教育普及を示し、博物館関係者は「何をするのか」つまり取組内容を明らかにしている。

そして、行動規範の8. 研鑽、9. 発信・連携、10. 自律で、博物館に携わる者の取組み姿勢、関係者は「どのように携わるのか」を明らかにしている。

《解説の凡例》

13頁以降に項目ごとに行動規範の解説を示している。解説は次のように構成される。

- ・行動規範の本文

囲み線の中に行動規範の本文を示している。解説をほどこす語句に下線を引いた。

- ・キーワード

本文で下線を引いた語句を抜き出した。

- ・前提となる認識

対応する「博物館の原則」を紹介し、行動規範の前提となる考え方を示した。

- ・解説

本文で下線を引いた語句についてより詳しく説明している。《参照》として関連する諸規定を引用・紹介している。また、適宜、《参考文献》を示した。

- ・博物館へのアンケート結果

今年度実施した博物館へのアンケート結果から、倫理的な問題にかかわる意識調査の結果を紹介し、必要に応じコメントを付している。博物館現場の意識と行動規範をどのようにつなげていくのか示唆されている。

行動規範 1. 貢献

博物館に携わる者は、博物館の公益性と未来への責任を自覚して、学術と文化の継承・発展・創造のために活動する。

キーワード：博物館の公益性／未来への責任

前提となる認識：「博物館の原則」で、博物館は公益を目的とする機関であるとした。この前提のもとで博物館の原則 1 に掲げたように、博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通し、人類と社会に貢献する。博物館は、利用したいと思う、あるいは利用の可能性のある様々な人々に対して開かれた場所である。また、同時に将来の利用者に対する責務を有する。

【解説】*****

博物館の公益性

博物館は、不特定多数の人の利益の増進に寄与する機関である。当事者、関係者を中心としつつ、広く社会に開かれた人類社会に貢献する使命を負っている。このことにおいて国立、公立、私立といった設置者の違いはない。

博物館が不特定多数の人に広く開かれた機関であるために、利用の可能性を最大限に確保する必要がある。そのためには利用が想定される人ができるだけ快適に利用できる条件を整備すべきである。個々の博物館の実態に即し、効果的な取組から始めることが望まれる。人々による利用の可能性を広げることが、学術の普及、文化の継承の前提条件となる。

《参照》

・科学者の行動規範

「(科学者の責任) 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。」

《参考文献》

- ・文部科学省委託『誰にもやさしい博物館づくり』シリーズ 3、4、5 (日本博物館協会、平成17年)
- ・文部科学省委託『誰にもやさしい博物館づくり』シリーズ 6、7、8 (日本博物館協会、平成18年)
- ・文部科学省委託『誰にもやさしい博物館づくり』シリーズ 9、10、11、12 (日本博物館協会、平成19年)

未来への責任

博物館は、過去と現在と未来をつなぐ機関である。現在の利用者だけでなく将来の利用者に対する責務を有する。将来にわたって活用できるよう良好な状態で資料を次世代に引き継がなければならない。そのために資料の活用と将来に向けた保存の折り合いをつけることが常に求められる。

行動規範 2. 尊重

博物館に携わる者は、資料の多面的な価値を尊重し、敬意をもって扱い、資料にかかわる人々の多様な価値観と権利に配慮して活動する。

キーワード：敬意／資料にかかわる人々／多様な価値観

前提となる認識：博物館の原則 2 に掲げたように、博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。博物館の所蔵資料やそれにかかわる自然環境・歴史的環境は、人類にとって価値があり、人類共通の財産として捉えて次世代に継承する必要がある。また、資料にかかわる人々の権利や人権に十分な配慮をする必要がある。

【解説】*****

敬意

資料に対する敬意をもち愛情を抱かなければ資料を適切に扱うことはできない。敬意や愛情は、その資料の持つ価値を理解することから生ずる。価値があると思えるからこそ資料を大切に扱うのである。

また、その価値を広く世の中に知らせようとするのである。

《参照》

・文化財保存修復学会行動規範

「1、文化財への敬意 文化財保存修復学会会員は、文化財が人類の貴重な遺産であることを認識し、文化財への敬意を持って調査・研究、公開、保存・修復処置を行う。」

資料にかかわる人々

資料には、元の所有や原産地にかかわる人（原所有者、製作者、原産地の住民、寄贈者等）、来館して資料を見る人、活用する人等の様々な人がかかわる。

多様な価値観

博物館は、その館独自の使命に基づき資料を取り扱う。だが一つの資料に対する見方は立場によって様々である。必ずしも館の立場に賛同しない人々、あるいは反対する人々もあろう。博物館の関係者は、相反する価値観も存在するということを認識する必要がある。様々な立場による見解に耳を傾け、必要な配慮を行った上で、資料を取り扱い、その博物館の使命達成を目指すことが求められる。

《参照》

I COM倫理規程 基本原則 6

「博物館の収蔵品は、それらが由来する地域社会の文化的及び自然の遺産を反映する。そういうものであるから、それらは、国の、地域の、地方の、民族的、宗教的もしくは政治的独自性との強い類縁性を含みうる、通常の属性を超えた性格を有する。したがって、博物館の方針はこの可能性に応えられなければならない。」

・科学者の行動規範

「(研究対象などへの配慮) 8 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。」

「(差別の排除) 10 科学者は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。」

【博物館へのアンケート結果より】*****

○著作権

アンケートでは、権利に関して特に関心が高かったのは著作権についてである(約130件)。この問題に対する関心は極めて高い。この件については二つの側面がある。一つは、自館の所蔵資料等に関する著作権に関し法令を遵守した上で活用することである。この点について著作権処理や契約に関する懸念が多く寄せられた(29件)。資料等の写真の図録・出版物・ウェブ等への利用についても少なくない(13件)。二次使用に関する手続きやトラブルについても幾つか寄せられた(11件)。また、著作権者が不明、あるいは多数である場合の対応についても指摘があった(11件)。

著作権問題のもう一つの側面は、自館の資料に関する著作権の侵害の問題である。無許可撮影、無断使用、目的外使用についての懸念が寄せられた(16件)。これについては利用する側に著作権の侵害がないよう理解を求める必要がある。

資料のデジタルデータ化やインターネットによる公開が盛んになり、著作権に関する関心は極めて高い。このテーマについて研修やセミナーなどを開催し理解を深めることが望まれる。

《参考文献》

- ・『現場で使える美術著作権ガイド』(甲野正道・山梨俊夫／著、全国美術館会議／編、ブリュッケ、平成23年)

行動規範3. 設置

博物館の設置者は、博物館が使命を達成し公益性を高めるよう、財源確保、人的措置、施設整備等の活動の基盤の確保に努める。また、博物館にかかわる人と収蔵品の安全確保を図る。

キーワード：設置者／使命／活動の基盤の確保／人と収蔵品の安全確保

前提となる認識：博物館の原則3で掲げたように、博物館が、その設置目的や使命を達成するためには、人的、物的、財源的な基盤を確保する必要がある。その基礎的な条件を整備し、安全に運営を行えるようにすることは設置者の責務である。

【解説】*****

設置者

設置者とは、博物館を設置し、博物館の存続に最終的な責任を有する組織である。国公立館においては行政体、独立行政法人であり、公益法人立・株式会社立においては法人そのものとなる。

設置者の構成員は、国立館においては所管省庁の責任者・担当者、独立行政法人の理事・評議員。公立館においては所管部署の責任者・担当者。公益法人が設置する館においては理事・評議員。株式会社等が設置する館では所管部署の責任者・担当者。個人立の館では、代表者となる。

この「設置」の項目の主語は、「博物館の設置者」としている。他の行動規範の項目は、「博物館に携わる者」を主語としているが、この項目では、特に設置者の役割を明確にしている。博物館を維持向上するには設置者の行動規範が重要であるという認識に基づくものである。博物館がその公益性を発揮するには、基本的な条件整備が必要となる。

I COM倫理規程やイギリス博物館協会の倫理規程の変遷をみると、元々は設置者（管理機関と訳されている）の倫理規程と博物館職員（特に専門職）の倫理規程は別立てになっていた。両者の責務の範囲がそもそも異なっているためである。それだけに設置者の有する責務とその行動規範は重要な位置を占める。

博物館の統廃合や公立博物館への指定管理者制度の導入など、近年、我が国でも博物館の設置者の責任に着目されることが増している。今回示す行動規範で、設置者に求められる役割を特に明確にしたことは特色の一つといえる。

使命

使命とは、その館固有の設置の目的や、基本的な理念、目指す姿や独自の姿勢を明文化したものである。ともすると公立館では、設置条例で博物館法の文言を援用し、収集、保存、展示といった業務内容を列挙する傾向にあった。そのみでは当該地域で博物館を設置することそれ自体が目的となり、なぜ、何のために、その博物館が設置されるのか見出せない。博物館は、当該地域や関係者にとってどんな意味をもつ機関なのかを明らかにすることが、社会に貢献できる博物館への第一歩となる。

私立館にあっても、設立の趣旨・目的、運営の基本方針等を、社会に明確に示すことが求められる。

《参考文献》

- ・文部科学省委託『使命・計画作成の手引き』（日本博物館協会、平成16年）

活動の基盤の確保

I COM倫理規程では、基本原則の1を「博物館は有形、無形の自然及び文化遺産に対する責任がある。管理機関及び博物館の戦略的な指示と監督にかかわる者は、この遺産を保護、推奨する主たる責務を負う。それと同時に、人的、物的、金銭的な資源を活用できるようにする責務を負う。」としている。

この原則のもとで、管理機関（設置者）の責務を博物館の地位、物的資源、財源、人員に大別し、それぞれ次のような項目として示している。

- ・地位（1.1 権能を付与する文書、1.2 使命、目標、方針の声明）
- ・物的資源（1.3 土地建物、1.4 アクセス、1.5 健康と安全、1.6 災害に対する保護、1.7 警備の条件、1.8 保険及び補償）
- ・財源（1.9 資金の確保、1.10 収益の方針）
- ・人員（1.11 雇用の方針、1.12 館長もしくは首長の任命、1.13 管理機関へのアクセス、1.14 博物館職員の有資格性、1.15 職員の訓練、1.16 倫理的矛盾、1.17 博物館職員とボランティア、1.18 ボランティアと倫理）

人と収蔵品の安全確保

人と収蔵品の安全を確保するための基礎的な条件を整備することも設置者の重要な責務である。

《参照》

- ・I COM倫理規程

1.6 災害に対する保護

「管理機関は、公衆及び職員、収蔵品とその他の資源を自然及び人為的な災害から保護するための方針を立て、それを維持するべきである。」

《参考文献》

- ・文部科学省委託『博物館における施設管理・リスクマネジメントガイドブック基礎編』（三菱総合研究所、平成20年）
- ・文部科学省委託『博物館における施設管理・リスクマネジメントガイドブック実践編』（三菱総合研究所、平成21年）
- ・文部科学省委託『博物館における施設管理・リスクマネジメントガイドブック発展編』（三菱総合研究所、平成22年）

【博物館へのアンケート結果より】*****

○設置者責任としての保存環境の確保

博物館へのアンケート調査で、資料の収集・保管に関してもっとも問題視されているのは、収蔵庫や保存の施設や適切な保存環境の確保である（34件の指摘）。施設・設備の老朽化で保存環境が維持できないことや、収蔵庫が満杯で収集活動を継続できない、また、人員不足で未整理資料を整理して活用できないといった懸念である。これは社会の共有財産である資料を未来に引き継ぐことを基本的な使命とする博物館活動の根幹にかかわる問題である。

I COM倫理規程では、1.3 土地建物の項目で、管理機関（設置者）は、「博物館がその使命に規定された基本的な機能を果たすためにふさわしい環境を備えた十分な土地建物を保証すべきである。」と規定している。また、1.9 資金の確保として、管理機関（設置者）は、「博物館の活動を実施し、発展させるために十分な資金を確保するべきである。」としている。

財政状況が悪化するなかで、施設・設備の更新や予算や人員の増加が実現することは容易ではない。し

かしながら、どのような状況にあっても、収集・保存等の活動に関して、必要な施設・設備を整え、適切な体制を備えるよう努めること、あるいは関係者に、当該博物館の使命や社会的貢献について十分理解が得られるよう働きかけて行くことは、博物館に携わる者の行動規範として重要である。

行動規範4. 経営

博物館に携わる者は、博物館の使命や方針・目標を理解し、目標達成のために最大限の努力を行い、評価と改善に参画する。博物館の経営者は、経営資源を最大限に活かし、透明性を保ち、安定した経営を行うことで公益の増進に貢献する。

キーワード：方針・目標／評価と改善／経営資源／透明性／安定した経営

前提となる認識：博物館の原則4に掲げたように、博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し改善を図る。博物館は、公益の増進を目的とする機関であり、活動の成果を入場者数や収入のみで評価することはできない。だからこそ目標を明らかにしてその成果を示し、関係者に説明できるようにすることは社会からの理解を得るうえで重要である。

【解説】*****

方針・目標

方針とは、使命を達成するためにどのような取り組みを行うか、基本的な考え方や姿勢を示したものである。経営の大方針とともに資料の収集・保管、調査研究、展示・公開、教育普及等の取組ごとに方針を策定することが望まれる。これらの方針に基づき、目標が設定される。目標は、長期・中期・短期といった幅で設定することが考えられる。近年、時代の変化が激しいため、長期的な目標を設定するには不確定な要素が多い。4、5年程度を視野に入れた中期的な目標とそれを年毎に落とし込んだ年度目標を設定することが現実的であろう。

評価と改善

目標を設定したら、その達成状況を評価し、改善に取り組む必要がある。博物館評価の大原則は、目標の達成状況の検証である。評価の前提となるのは、使命・方針から導かれる目標を適切に設定することである。評価は博物館としての自己評価を基本に、さらに評価の妥当性を担保するために、外部評価が導入される。外部評価は、専門家や市民の立場から、自己評価の妥当性を検証することになる。その際、博物館協議会や運営委員会等の既存の諮問機関の協力を得ることも一つの方法である。

目標の設定や評価は、博物館に従事する者の仕事をより客観的に捉えることになる。目標設定や評価活動に、当事者として主体的にかかわることが求められる。

《参考文献》

- ・文部科学省委託『博物館の経営・運営指標（ベンチマーク）報告書』（日本博物館協会、平成19年）
- ・文部科学省委託『博物館評価制度等の構築に関する調査研究報告書』（日本博物館協会、平成21年）

経営資源

ここでいう「経営資源」とは、施設・設備、収蔵品等の物的な資源や職員等の人的資源、予算等の金銭的な資源をいう。

透明性

設置主体を問わず、どの博物館も関連する法規にしたがって説明責任を果たす必要がある。国立館なら

情報公開法、公立館なら情報公開条例、公益法人なら公益法人法に定められた情報を公開する責務が生ずる。その他の館にあっても必要に応じて情報公開が求められる。そのためには意思決定の手続きを明確にして、決定過程の文書等の証拠を整理保管する必要がある。館内の文書管理、記録管理の在り方が問われる。

安定した経営

博物館は、過去と現在と未来をつなぐ機関であり、永続的に活動することを前提にしている。そのためには安定した経営を行い、活動を継続していくことが重要である。行動規範3「設置」で示したように、設置者は、財源を確保して永続性を保つ必要があり、博物館の経営者は、効率よく効果を発揮する経営を追求して持続させていく責務を有する。

行動規範5. 収集・保存

博物館に携わる者は、資料を過去から現在、未来へ橋渡しをすることを社会から託された責務と自覚し、収集・保存に取り組む。博物館の定める方針や計画に従い、正当な手続きによって、体系的にコレクションを形成する。

キーワード：社会から託された責務／方針／計画／正当な手続き／体系的なコレクション

前提となる認識：博物館の原則5に掲げたように、博物館は、体系的なコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ役割を果たす。そのためには、収集方針や計画、正当な手続きをもってコレクションを形成していく必要がある。

【解説】*****

社会から託された責務

資料と情報を未来に継承していくことは、社会が博物館に託した独自の役割である。資料を良好な状態で引き継いで行くには、管理する環境を整え、適切に保存し保存環境の維持に努める必要がある。

博物館のみで資料の継承・保護を行うことには限界がある場合、資料等にかかわる人、たとえば資料が所在する地域やボランティア等の協力を得て資料を整理し、保存することもある。

また、博物館が資料を収蔵するのではなく、資料が存在する現地での保護・継承を支援するという役割を負うことがある。

方針

収集方針は、収集の対象となる資料の年代や地域、制作者等の基本的事項を示すものである。方針が漠然としていると雑多なコレクションの形成を助長しかねない。大きな方針のもとに、重点目標等を定めて、精選された良質なコレクションを形成する必要がある。

計画

資料の収集は、新発見や寄贈の申出等、思わぬ要素に左右されることは少なくない。また、近年、収集予算が削減され計画的に収集することが難しくなり、寄贈等に頼ることが多い。そのような状況であるからこそ、体系的な価値のあるコレクションを形成するには、方針を確立し、寄贈資料の受入に臨む必要がある。

正当な手続き

資料の収集に当たっては、法令を遵守することは当然である。また、博物館への所有権の移転等の手続きを確実に行う必要がある。資料の受入決定に際しては、使命や収集方針と合致しているか確認しつつ、その真贋や価値を適切に評価してこれに当たる。資料を購入する場合は、特に国公立の館では購入金額の妥当性を確認するために、専門家からなる諮問機関を設置することが推奨される。

《参考文献》

- ・文部科学省委託『資料取り扱いの手引き』（日本博物館協会、平成16年）

体系的にコレクションを形成

個々の資料は、それぞれに価値を有するが、個々の資料が蓄積され、群を形成することでさらに価値を高める。つまり個々の資料間の関連性においてコレクションとしての価値が問われる。資料同士の関連性、コレクションとしての体系性が求められる。

質の高いコレクションを形成するには専門職員のコレクション編成力が不可欠となる。その前提となるのは、使命に基づく収集方針や計画を確立することである。これがあいまいになると雑多なコレクションになりかねない。

《参照》

・ ICOM倫理規程

基本原則2として「博物館は、自然、文化、学術遺産の保護への貢献として、その収蔵品の収集、保存、向上を行う義務がある。それらの収蔵品は、有意義な公的遺産であり、法において特別な地位を占め、国際的な規約によって保護されている。この公的負託には、正当な所有権、永続性、文書化、アクセシビリティ及び信頼できる処分を含む管理の観念が内包されている。」としている。

この原則のもとに収蔵品の扱いについて詳細に規定している。まず「収蔵品の取得」に関し、「2.1 収蔵品に関する方針、2.2 有効な所有権、2.3 資料の由来と正当な注意義務、2.4 無認可のもしくは非学術的なフィールドワークに由来する資料と標本、2.5 文化的に慎重さを要する資料、2.6 保護された生物学的もしくは地学的資料、2.7 生きている収蔵品、2.8 作業用収蔵品、2.9 収蔵品に関する方針の枠外の取得、2.10 管理機関の構成員もしくは博物館職員による取得、2.11 最後の手段の保管所」を示している。

また、我が国にはなじみが薄い「収蔵品の除去」という項目を設定している。内容は「2.12 処分に関する法的もしくはその他の活動、2.13 博物館の収蔵品からの除去、2.14 放出に対する責任、2.15 収蔵品から除去された資料の処分、2.16 収蔵品の処分からの収入、2.17 放出された収蔵品の購入」となっている。

そして「収蔵品の管理」という項目で、「2.18 収蔵品の永続性、2.19 収蔵品の責任の委任、2.20 収蔵品の文書化、2.21 災害からの保護、2.22 収蔵品と関連データの安全、2.23 環境保存計画、2.24 収蔵品の保存と修復、2.25 生きた動物の厚生、2.26 博物館の収蔵品の個人的使用」を挙げている。

【博物館へのアンケート結果より】*****

○資料の受入・貸借に関する規定の整備

収集、保存について懸念されているのは、収蔵庫等の施設・設備の整備や適切な保存環境の確保であった。これについては行動規範3「設置」の項目で紹介したとおりである。

次に指摘が多かったのは、受入や貸借、廃棄等の記録の有無や規定の整備、それを運用する組織体制への懸念である(26件)。特に資料の所有権に関して規則や手続き、書類の不備を懸念する指摘(10件)、寄贈・寄託・借用に関する記録や規則や手続き、書類の不備を懸念する指摘(8件)があった。こうした規定を整備することは、博物館資料を社会の共有財産として公開し活用することの基礎となる。だが入場者や収入確保のために展示活動に業務が偏重し、基本的な資料の記録管理や手続きに整備が後回しにされがちとなる。博物館に携わる者の行動規範を関係者が理解して、博物館の公益性の根幹をなす課題を共有することが必要である。

○文化財等の返還

アンケートでは、資料の返還要求に関する懸念がいくつか指摘されているが、博物館単独では対応しきれない場合もあることに留意することも必要である。

行動規範6. 調査研究

博物館に携わる者は、博物館の方針に基づき、調査研究を行い、その成果を活動に反映し、博物館への信頼を得る。また、調査研究の成果を積極的に公表し学術的な貢献を行うよう努める。

キーワード：調査研究／成果を活動に反映／博物館への信頼／学術的な貢献

前提となる認識：博物館の原則6に掲げたように、博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって社会から信頼を得ることが求められる。博物館は、調査研究に裏付けられた正確な情報に基づいて活動することを前提としている。そのことによって博物館が扱う資料や展示の真正性や客観性を保っており、人々が博物館に寄せる信頼の源泉となる。

【解説】*****

調査研究

博物館法第三条で、博物館の事業として「博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究」を挙げている。ICOM倫理規程では基本原則3として「博物館は、収集し、所蔵している主要な証拠の保管、利用可能性、解釈に関して、すべての人に対して、特別な責任がある。」としている。収蔵品に関する「主要な証拠」とは、収蔵品に関する調査研究を通じた学術的な裏づけと考えられる。

このように博物館における調査研究の対象の第一は、収蔵品に関することになる。つまり、博物館の活動は、収蔵品に関する調査研究の裏づけをもって行われるということである。

ICOM倫理規程では、基本原則3で収蔵品に関する調査研究を「主要な証拠」と「博物館の収集と研究」に大別している。前者については、さらに「3.1 主要な証拠としての収蔵品、3.2 収蔵品の利用可能性」を示し、後者については「3.3 現地の収集、3.4 主要な証拠の例外的な収集、3.5 研究、3.6 破壊的分析、3.7 遺骸及び神聖な意味のある資料、3.8 研究資料に対する権利の保有、3.9 共有される専門知識、3.10 博物館及び他の施設間での協力」を具体的に示している。

さらにいえば、調査研究の対象は、博物館の展示や保存の方法など、いわゆる博物館学や保存科学も含まれる。博物館法の第三条では「博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと」も博物館事業に位置づけている。博物館に関する諸領域に関する情報収集や調査研究に取り組むことは、博物館の諸活動を向上させることにつながる。

「保管及び展示等に関する技術的研究」の内容は、学芸員資格取得の際に大学において修得すべき博物館に関する科目が一つの目安となる。この科目は平成21年に改定され、修得すべき科目は、平成24年度から生涯学習概論、博物館概論、博物館経営論、博物館資料論、博物館資料保存論、博物館展示論、博物館教育論、博物館情報・メディア論、博物館実習となる。

また、博物館活動に関する様々な分野について世界的な標準を示したものに *Museum Basics* がある。これはICOMの世界的なプロジェクトとして1993年に刊行された。博物館の職員が修得すべき事項を100のユニットで簡潔に紹介している。初版には日本語訳（「博物館の基本」）もある。部分的に改訂された第二版は2007年出版されている。

《参考文献》

- ・これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議『学芸員養成の充実方策について』（平成21年）

・『博物館の基本』（日本博物館協会、平成7年）

成果を活動に反映

博物館は公益性を高めるために、調査研究の成果は広く公表され、不特定多数の人が参照できるようにする必要がある。また、調査研究の成果は、博物館の展示や教育普及活動などの前提となる。当然ながらその成果は、展示そのものや図録、目録、セミナー等の個々の事業に反映すべきものである。

また、博物館の調査研究は、個々の学芸員が恣意的に行うのではなく、組織として計画的、体系的に取り組む必要がある。I COM倫理規程の「3.5 研究」では「博物館職員による研究は、博物館の使命と目標に関連し」としている。

このように、調査研究について、博物館の方針を明らかにし、方針に基づき計画を立て、その計画を実施すべく博物館として取り組むことが求められる。

博物館への信頼

展示や教育普及活動など博物館における情報の発信は、正確な情報に基づいて行われなければならない。事実と解釈の違いを明らかにして、再検証に耐えうるだけの学術的な手続きに則り、客観性を保つ必要がある。これが人々にとっての博物館の信頼性の源泉となる。「博物館には本物がある」ということの裏づけであり、テーマパーク等の娯楽施設と一線を画す点である。

I COM倫理規程は「4.6 公表」で「博物館によって公表された情報は、それがいかなる方法をとったものでも、十分な根拠があり、正確で、学問上の規律、社会もしくは表された信仰に対して責任のある配慮がなされているべきである。博物館の情報の公表は、博物館の水準を損なうものであってはならない。」としている。

《参照》

・科学者の行動規範

「(学者の行動) 2 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をするとともに、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。」

「(説明と公開) 4 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。」

「(研究活動) 5 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。」

学術的な貢献

調査研究の成果は、展示や目録、報告書の発行等によって広く公開し、多くの人々がその成果を活用できるようにすべきである。近年、インターネット等の情報機器が発達し、調査研究の成果を広く共有できるようになっており、学術的な貢献の一助とすることができる。

行動規範 7. 展示・教育普及

博物館に携わる者は、博物館が蓄積した資料や情報を人類共有の財産として、展示や教育普及活動など様々な機会を捉えて、広く人々と分かち合い、新たな価値の創造に努める。

キーワード：展示／教育普及活動／様々な機会／分かち合い、新たな価値の創造

前提となる認識：多くの人は、展示や教育普及活動を通して博物館と出会う。博物館の原則 7 に掲げたように、展示や教育普及活動を通じ、新たな価値を創造することで社会に寄与することができる。そのためには展示や教育普及活動を通じ、博物館が蓄積した資料や情報を広く共有する必要がある。

【解説】*****

展示

展示は、人々が博物館に出会う最も一般的な場、最大の接点である。蓄積した資料や情報を人々と広く共有する最も有力な方法である。

《参照》

・ ICOM 倫理規程 基本原則 4

「博物館には、その教育的な役割を開発し、博物館が対象とする地域社会、地方もしくは団体から幅広い来館者をひきつけるという重要な責務がある。」

依拠するコミュニティとのやりとりとそれらの遺産の普及は、博物館の教育的な役割に不可欠である。さらに「陳列と展覧会」として「4.1 陳列、展覧会及び特別な活動、4.2 展示物の解釈、4.3 慎重さを要する資料の展示、4.4 公開陳列からの撤去、4.5 由来不明の資料の陳列」を挙げている。

教育普及活動

近年、博物館では教育普及活動が盛んになっている。展示とともに教育普及活動は、博物館が蓄積した資料や情報の価値を共有する有力な手段である。対象別にプログラムを設定することで、よりきめ細かい対応をすることができる。また、教育普及活動によって、博物館と来館者がより双方向に交流し、新たな創造を促すことができる。

《参照》

・ ICOM 倫理規程では、基本原則 5 で「博物館は、博物館内よりはるかに広い場の適用力を持つ多様な専門性、技能及び物的資源を使用する。このことは、博物館活動の延長として、共有される資源もしくはサービスの供給につながりうる。それらは、博物館の明確な使命を損なうことのない方法で計画されるべきである。」とし、次のように鑑定に関する博物館サービスに一定の留保を置いている。

5.1 違法もしくは不法に取得された資料の鑑定

「博物館が鑑定のサービスを行うとき、そのような活動から、直接的であれ間接的であれ、利益を得ているとみなされるような行動を取るべきではない。違法もしくは不法に取得、譲渡、輸入もしくは輸出されたと信じられる、または、疑われる資料の鑑定や真正の認定は、適切な機関に通知される以前に公表するべきではない。」

5.2 真正の認定と評価（価値の判定）

「博物館の収蔵品に保険を掛ける目的で評価する場合がある。それ以外の資料の金銭的な価値に関する意見は、他の博物館もしくは権限を持つ法的、行政的もしくは責任のある公的機関からの正式な要請によってのみ述べられるべきである。しかし、博物館が受益者である場合、資料もしくは標本の評価は、第三者的姿勢で行わなければならない。」

様々な機会

展示や教育普及の活動のほか、様々な機会を捉えて資料や情報を共有することで博物館の公益性は高まる。情報技術の進展で、博物館の情報発信の方法は格段に発展した。特にインターネットによる情報の発信、共有の役割が大きくなっている。従来の紙媒体や放送媒体を含め、様々な手段を組み合わせることが求められる。

分かち合い、新たな価値を創造

これまで博物館の側が一方向的に情報を発信し、メッセージを伝達する傾向にあった。成熟社会を迎え、利用者の知的な関心が高まり、価値観が多様化してくると、関係は変化してきた。博物館の持つ情報や博物館が発しようとするメッセージを利用者と共有し、新たな価値をつくりあげるという双方向の関係になってきている。

【博物館へのアンケート結果より】*****

○公開が不適切な資料・表現

差別等の人権に関わる資料の取扱いについての懸念が多く寄せられた（29件）。これについては行動規範2「尊重」にも密接に関わる。この原則に基づき、人権に配慮した展示公開等の資料の取扱いが求められる。設置者を含め、博物館として方針を確立して適切な対応をする必要がある。必要に応じて関係する団体やグループと意見交換した上でどのように取り組むかを検討することも有効である。

○プライバシー・個人情報の保護

個人のプライバシーや個人情報の保護は、法令遵守の点から（行動規範10「自律」も参照）重要である。個人情報の流出は論外として、歴史的な資料に関するプライバシーをどこまで保護し、どこまで公開するかは、資料の元々の所有者との合意が必要となる。

○議論が分かれる展示

議論が分かれる展示への懸念が一定数寄せられた（13件）。具体的には、性、暴力に関わる展示の方針、進化論や旧石器に関することが示された。展示の対象あるいは観覧する側がどのように受け止めるかを配慮する必要がある。その際、博物館の使命や方針と照らし合わせた上で、博物館として適切な取扱い方法を定める必要がある。

また、学術上、定説が確立されていないことがら、定説に疑念が呈されている問題については、行動規範6「調査研究」にも関わる。この規範に基づき、定説が確立していない場合は、複数の見解があることを紹介する、未確定な部分を明示するなど公正な対応が求められる。

内容の正当性や質の保証についても懸念が示された（6件）。調査研究に裏打ちされた公正な対応が望まれるのは同様である。

○保存と活用のバランス

この問題についての懸念も少なくない（9件）。保存と活用の両立は、博物館が宿命としてかかえるジレンマである。展示を優先させ、保存を疎かにすることは、行動規範5「収集・保存」に反することになる。

博物館は、現在の利用者だけでなく、未来の利用者に対する責務を有している。このことは設置者等の関係者、博物館の学芸職・事務職を問わず、博物館に携わる者の基本的な行動規範として十分に理解する必要がある。目先の利益を追求し、永きにわたる責務を放棄することは許されない。

行動規範 8. 研鑽

博物館に携わる者は、教育・研修等を通じて、専門的な知識や能力、技術の向上に努め、業務の遂行において最善を尽くす。また、自らの知識や経験、培った技能を関係者と共有し、相互に評価して博物館活動を高めて行く。

キーワード：専門的な知識・能力・技術の向上／関係者と共有

前提となる認識：博物館は、学芸員をはじめ各部門に専門的知識を有するプロフェッショナルを必要とする。博物館の原則 8 に掲げたように、博物館は、その活動の充実発展のため、専門的力量的向上に努める。

【解説】*****

専門的な知識や能力、技術の向上

博物館職員は、利用者・市民、そして設置者から専門的な業務を託されている。その付託に応えるために日々研鑽し、知識や能力の維持向上に努め、業務の遂行に最善を尽くすことは、博物館職員の責務である。また、職員の自己研鑽を組織として推奨し、支援するのは設置者及び経営者の責務である。

《参照》

・文化財保存修復学会行動規範

「5 自己の研鑽 文化財保存修復学会会員は、学会活動や教育・研修などの機会を通じて、自らの専門的知識、能力、技術の維持向上に努めるとともに、その遂行において最善を尽くす。」

・図書館員の倫理綱領

「第 6 図書館員は、個人的、集団的に、不断の研修に努める。

図書館員が専門性の要求を満たすためには、(1) 利用者を知り、(2) 資料を知り、(3) 利用者と資料を結びつけるための資料の適切な組織化と提供の知識・技術を究明しなければならない。そのためには、個人的、集団的に日常不断の研修が必要であり、これらの研修の成果が、図書館活動全体を発展させる専門知識として集積されていくのである。その意味で、研修は、図書館員の義務であり権利である。従って、図書館員は、自主的研修に励むとともに研修条件の改善に努力し、制度としての研修を確立するよう努めるべきである。」

・アーキビストの倫理綱領

「9、アーキビストは、文書館学に関する知識を体系的・継続的に更新することにより、専門領域についての熟練を追求し、その研究と経験の結果を実際に還元するよう努めなければならない。」

・科学者の行動規範

「(自己の研鑽) 3 科学者は、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めるとともに、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。」

関係者と共有

自らの研鑽の結果を他者と共有して、相互に成長しようという姿勢は、博物館のような多様な人々がかかわりあう場に不可欠である。

行動規範 9. 発信・連携

博物館に携わる者は、人々や地域社会に働きかけ、他の機関等と対話・連携して、博物館の総合力を高める。

キーワード：人々や地域社会／働きかけ／対話・連携／博物館の総合力

前提となる認識：博物館の原則 9 に掲げたように、「関連機関や地域と連携協力して博物館の総合的な力を高める」ためには、博物館から積極的に人々や地域にメッセージを発信することが重要である。

【解説】*****

人々や地域社会

近年、博物館では、ボランティア活動や友の会等の活動が活発になっている。人々が積極的に博物館の運営に携わる機会が増えている。また、博物館協議会等を通じ、運営に関わることもある。このように協働し参画する機会を通じて、博物館は、人々や地域との絆を深めることができる。博物館を「自らのもの」という意識をもつ「当事者」を増やし、このような人々が活躍する舞台となる。

人々や地域社会との連携を進めるには、博物館の運営状況を提供することが前提となる。年報等の内容を充実させ、活動報告をインターネット等を用いて積極的に公開することが求められる。

働きかけ

博物館活動は、博物館からの一方的な働きかけに止まらない。使命を達成するために行われる博物館活動は、博物館に携わる者と利用者や参画する人々との「相互の働きかけ」によって成り立つ。その原点は、博物館に携わる者が「博物館とは何か」を自らに問いかけ、その答えをメッセージとして社会に発信していくことである。そこから新たな対話が始まり、博物館は、人々の参画を得て、博物館同士、関係施設や地域との連携協力によって博物館の有する力を最大限に発揮する。

「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」（1960 年、第 11 回ユネスコ総会採択）においては、観覧者に対する積極的な広報に言及するとともに、地域社会における博物館の地位と役割について「博物館は、地域社会の知的、文化的生活に貢献すべく、地域社会は、これに対し博物館の活動と発展に参画する機会が与えられるべきである。」と述べているなど、相互の関係の構築を推奨している。

博物館の意義について最も真剣に考え、内容に精通しているのは博物館に携わる者である。対話は、メッセージの発信から始まるが、第一歩は博物館からの働きかけである。ICOM 倫理規程の基本原則 8 においては、基準や法の遵守に加えて「博物館の社会への貢献についての公衆のよりよい理解を促し、この職業の目標、目的及び抱負について、公衆に知らせ、教育するため、あらゆる機会を利用すべきである。」としている。

対話・連携

日本博物館協会は、平成 13 年に、これからの博物館活動の指針として「対話と連携の博物館」を提唱した。博物館は、様々な対話を重ねることで多様な連携を行い、博物館の総合力を高めていくという考え方である。この原則を、「市民と共に歩む 21 世紀の新時代博物館へのパスポート」としている。

《参照》

- ・対話と連携の博物館の原則（「対話と連携の博物館」平成13年）

対話

1. 博物館は博物館活動の全行程を通じて対話する。
－収集保管・調査研究から新展示・慰楽まで－
2. 博物館は利用者、潜在利用者の全ての人々と対話する。
－面談からインターネットの双方向交流まで－
3. 博物館は年齢、性別、学歴、国籍の違いと、障害の有無を超えて対話する。
－施設・情報をすべての人に利用可能にする－
4. 博物館は時間と空間を超えて対話する。
－博物館のIT革命を推進する－

連携

1. 博物館は規模別、館種別、設置者別、地域の相違を超えて連携する。
－相互理解が連携の道を拓く－
2. 博物館は学校、大学、研究所等と連携する。
－博物館活動の科学的基盤を整備する－
3. 博物館は家庭、行政、民間団体、企業等、地域社会と連携する。
－市民参画が新しい地域文化を創造する－
4. 博物館はアジア、太平洋地域及び世界の博物館・博物館関係諸機関と連携する。
－地域連携から国際連携－

また、情報社会における博物館の位置づけも変化しており、博物館や図書館、文書館等の文化情報資源を蓄積し公開する機関同士の連携（いわゆるMLA連携）も今後の選択肢のひとつとなる。その際、関係機関の倫理や行動規範を理解しておくことは重要である。また、博物館活動にかかわる知識・能力・技術の維持向上には、MLA連携も視野に入れて考えていくべき時代となった。

博物館の総合力

博物館が、単独で、あるいは博物館職員だけで博物館活動を行うことには限界がある。多様な連携協力によって、この限界を乗り越えて、博物館の持つ力を最大限に発揮して活動の幅を広げることができる。博物館は様々な力を秘めている。蓄積した資料と情報を次代に継承するといった時間と空間を超えた責務の他に、同時代の人々と地域にも貢献できる。学校教育をはじめ生涯にわたって学び続けることを支援できる。観光によるにぎわい作り、あるいは医療や福祉などにも役立つことがある。これらの力の総体が博物館の総合力であり、これを発揮することは、成熟社会に入る我が国にとって意義がある。

行動規範 10. 自律

博物館に携わる者は、「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」に基づき活動する。関連法規を理解し、遵守するとともに、I C O M（国際博物館会議）の倫理規程や関連する学問分野の倫理や規範を尊重する。予期しない事態についても、自らの規範に照らして真摯に検討し関係者ととも解決を図る。

キーワード：関連法規／理解し、遵守／I C O M(国際博物館会議)の倫理規程／予期しない事態

前提となる認識：博物館の原則 10 に掲げたように、博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

【解説】*****

関連法規

博物館の関連法規には、博物館法、文化財保護法、動物の愛護及び管理に関する法律、著作権法等がある。館種の違いに応じて該当する法規を把握する必要がある。国際法規について I C O M 倫理規程では、以下のように例示している。

7.2 国際法 「博物館の方針は、I C O M 倫理規程の解釈において基準とされる、以下の国際法を認めるべきである。」

- ・武力衝突時の文化財保護のためのユネスコ条約（ハーグ条約、1954 年第一議定書及び 1999 年第二議定書）
- ・文化財の不法な輸入、輸出及び所有権の譲渡を禁止し防止する手段に関するユネスコ条約（1970 年）
- ・危機に瀕している野生動植物の種の国際公益に関する条約（1973 年）
- ・生物学的多様性に関する国連条約（1992 年）
- ・窃盗及び不法輸出された文化的資源に関するユニドロワ条約（1995 年）
- ・水中文化遺産の保護に関するユネスコ条約（2001 年）
- ・無形文化遺産の保護に関するユネスコ条約（2003 年）

理解し、遵守

I C O M 倫理規程をはじめ関連分野や科学者一般の行動規範においても、法令・倫理の遵守は強調されている。また、設置者・経営者は、博物館の関係者に法令や規範に反するような行動を強いてはならない、とされている。

《参照》

- ・ I C O M 倫理規程 1.16 倫理的矛盾

「管理機関は、本倫理規程または国の法律もしくは専門職に関する倫理規程の諸条項と矛盾すると考えられる行為を、一切、博物館職員に要求してはならない。

- ・ I C O M 倫理規程 基本原則 7

「博物館は、国際的、地域的、国の、もしくは地方の法律と条約による拘束に完全に従わなければならない。さらに、管理機関は、博物館のあらゆる側面、その収蔵品及び事業に関連する法的な拘束力のあ

る負託や条件に従うべきである。」

・ ICOM倫理規程 7.1 国及び地方の法規

「博物館の事業に影響を与えるので、博物館は、すべて国と地方の法律に従い、他の国の法規を尊重すべきである。」

・ 文化財の保存に携わる人の行動規範

「9. 法令の遵守 文化財保存修復学会会員は、調査・研究、公開、保存・修復処置にあたっては、関係する法令や関係規則を遵守する。また、他者の知的成果、知的財産権を尊重し、これを侵害しない。」

・ 文化財の保存に携わる人の行動規範

「10. 行動規範の遵守 文化財保存修復学会会員は、この行動規範を遵守し、他の会員にもそれを促す。」

・ 科学者の行動規範

「(法令の遵守) 7 科学者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。」

国際博物館会議の倫理規程

ICOM倫理規程では、博物館の専門職員が守るべき倫理的な事項を次のように示している。

原則8「博物館の専門職員は、受け入れられた基準と法を守り、彼らの職業の尊厳と名誉を維持すべきである。彼らは違法もしくは反倫理的な専門的行為から公衆を守るべきである。博物館の社会への貢献についての公衆のよりよい理解を促し、この職業の目標、目的及び抱負について、公衆に知らせ、教育するため、あらゆる機会を利用すべきである。」

「専門職的行動」として、特に以下のような事項について言及している。

- 8.1 専門職員による関連法規の熟知
- 8.2 専門職員による博物館の方針と手続きの遵守と倫理遵守のための異議申し立て
- 8.3 専門職員による倫理的原則に基づく同僚及び博物館への忠誠
- 8.4 専門職員による収藏品情報の調査、保存、活用の促進
- 8.5 専門職員による不法な市場への関与の禁止
- 8.6 専門職員の秘密保持
- 8.7 博物館と収藏品の警備と所在の秘密保持
- 8.8 秘密保持の義務の例外
- 8.9 専門職員の個人の独自性の尊重及び所属機関の信頼保持
- 8.10 専門職員による高水準のサービス提供
- 8.11 専門的相談の義務

また「利害の衝突」として以下のことを禁止事項として挙げている。

- 8.12 贈答、援助、貸与もしくはその他の個人的便宜の禁止
- 8.13 外部の雇用の権利と制限、
- 8.14 専門職員の自然・文化遺産の取引の禁止
- 8.15 専門職員の業者からの収賄の禁止及び業者の推薦の禁止
- 8.16 個人的収集活動と所属先の競合の禁止
- 8.18 博物館の利益の優先

予期しない事態

法令や倫理を繙き、その内容を理解することは重要である。しかしながら、博物館の現場で起こるのは予期しない問題であることが多く、法令や倫理を読み込むだけでは解決しないこともある。また、複数の倫理のうち何を優先して考えるべきかすぐに判断がつかない場合もある。

その際に求められるのは、行動規範や他の倫理規程に照らしながら関係者が真摯に検討し、最も適切な対応を選び取り、問題を解決してゆくことである。行動規範や倫理規程は、このような問題解決のための指針となるものである。ここに込められた精神や姿勢を汲み取って、一つ一つの博物館現場で用いられてはじめて行動規範や倫理というものが意味を持つことになる。

第4章 今後の取り扱い及び課題

1. 周知・理解・普及の方法

(1) 行動規範の周知徹底

「行動規範」がまとめれば、次の課題は、その広報、普及、啓発である。博物館及び博物館に携わる関係者の質を高めていくためには、本報告書で指摘したように、自律による信頼確保や倫理意識の涵養が重要である。博物館関係者が関係法令を遵守することは言うまでもないことであるが、この行動規範が国内すべての博物館及び関係者に広く行き渡るように周知されていくことが重要である。

(2) 行動規範の教育普及

行動規範の周知徹底には、倫理にかかわる情報を共有するとともに、教育研修等による関係者の学び合い・交流が不可欠である。アンケート調査の回答にもあるように「研修セミナー、事例を通して学ぶ機会」、「啓発のための人材派遣（講演会講師など）」が求められている。

行動規範の普及・啓発には、知識や考え方だけではなく、常日頃から、現場での適応方法を身につけていく必要がある。そのためには、現場で発生する諸問題を協議できるワークショップ型の問題共有の場を設け、課題解決へと導くような討論の場が有効である。

また、ワークショップを進めていくことのできる専門性を持った人材が求められる。現場で発生する問題を明確にして、問題点の整理を行い、行動規範に照らし合わせて、どう考えるべきかを指導、助言する人材の育成が必要である。

2. 今後の課題

今回のアンケート調査の結果からもわかるように、「具体事例が起きた時に、問い合わせることが出来る機関・窓口があると良い」、「見識者から構成される委員会的な組織も考えられる」等の意見が多かった。今後、行動規範に関する問題について継続的に解決を図ることのできる体制について検討していくことが望まれる。

また、行動規範の定期的な見直し作業が必要である。時代の変化に適応していくために、およそ5年に1回、少なくとも10年程度に1回は、改訂していくような長期計画が必要である。さらに、ワークショップを全国各地で開催し、問題点や具体的対応策が見えてくれば、次はそれらのデータを共有し、それらを一つにまとめて行動規範に関する「Q&A」や蓄積集として整理することが望まれる。

その一方で、国内の事例と平行して、ICOM内の常置委員会である倫理委員会の動向を注視することも必要であり、国際動向に対処していくことができる国内の体制づくりも今後の検討課題である。また、海外先進国の倫理規程の改正動向にも注視していく体制づくりも課題であろう。

資料 1. 博物館倫理規程に関する調査研究委員会委員及び協力をいただいた方々

1 博物館倫理規程に関する調査研究委員会委員

(敬称略)

斎藤 靖二 (主査)	神奈川県立生命の星・地球博物館長
水嶋 英治 (副主査)	常磐大学大学院コミュニテイ振興学研究科教授
亀井 修	国立科学博物館事業推進部連携協力課長
佐久間大輔	大阪市立自然史博物館学芸員
佐々木秀彦	東京都美術館交流担当係長
島谷 弘幸	東京国立博物館学芸研究部長
土居 利光	東京都多摩動物公園長
布村 昇	富山市科学博物館参与
安田 篤生	原美術館学芸総括
渡邊 妙子	佐野美術館長
河上 恭雄	財団法人 日本博物館協会専務理事

2 博物館倫理規程に関する調査研究に当たって協力をいただいた方々

(敬称略)

(博物館関係団体)

全国美術館会議
全国科学博物館協議会
全国歴史資料保存利用機関連絡協議会
社団法人 日本動物園水族館協会

(学識経験者)

佐々木亨 北海道大学教授
鷹野光行 お茶の水女子大学教授
濱田弘明 桜美林大学教授
矢島國雄 明治大学教授

(指定管理者)

財団法人 大阪市博物館協会
公益財団法人 東京都歴史文化財団
株式会社 丹青社
株式会社 乃村工藝社

資料 2. 博物館倫理規程に関する調査研究委員会検討経緯（平成 22 年度）

第 1 回 平成 22 年 10 月 4 日

1. 本研究の趣旨・概要について事務局から説明
2. 主査に斎藤靖二氏、副主査に水嶋英治氏を選出
3. 調査研究の今後の進め方について協議
4. 平成 21 年度「博物館倫理規程に関する調査研究報告書」のレビュー
5. 調査研究の方向及び基本的考え方について協議
6. アンケート調査及びヒアリング調査の内容、方法、対象者について協議

第 2 回 平成 22 年 12 月 20 日

1. アンケート調査結果、ヒアリング調査結果及びパネルディスカッション「博物館と倫理規程」結果の分析・検討
2. 調査研究報告書をまとめるに当たっての基本的考え方について協議
3. 調査研究報告書構成案の検討
4. 原稿執筆要領及び執筆者の検討

第 3 回 平成 23 年 1 月 28 日

調査研究報告書原案の検討

第 4 回 平成 23 年 2 月 14 日

1. 調査研究報告書案の検討及び決定
2. 調査研究報告書内容の今後の取り扱い

資料3. 博物館倫理規程に関するアンケート調査結果概要

日本博物館協会に加盟する 1,115 館園に、表1に示す内容の質問紙を送付し、図1に示す 455 件の回答を得た。

表1 質問紙の内容

<p>I. 次に挙げる倫理に関する規程をご存知でしょうか？ あてはまるものの番号に○をつけてください。[複数回答可]</p> <ol style="list-style-type: none">1. ICOM(国際博物館会議)の「職業倫理規程」2. 日本学会協議の「科学者の行動規範」3. 文化財保存修復学会の「文化財の保存に携わる人のための行動規範」4. 日本動物園・水族館協会の「倫理要綱」 <p>II. 本年4月にご送付している「博物館倫理規程に関する調査研究報告書」に示されている「行動規範に必要な原則」についてどう思われますか？あてはまるものの番号に○をつけてください。2に○をつけた場合は、その内容・理由をご記入ください。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 博物館にとって妥当な内容である。2. 博物館にとって妥当な内容ではない。 <p>III. 我が国の博物館の倫理規程の今後の取り組みについて伺います。あてはまるものの番号に○をつけてください。4に○をつけた場合は、具体的な取り組みをご記入ください。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 全館種に共通する 10 か条程度(「行動規範に必要な原則」に示されている程度)の基本原則を示すのがよい。2. 全館種に共通する 10 か条程度の基本原則とそれらに対応する詳細な規程があったほうがよい。3. 館種別に策定するほうがよい。4. その他() <p>IV. 倫理規程を策定する場合、その基準はどの程度がよいですか？あてはまるものの番号に○をつけてください。3に○をつけた場合は、その基準をご記入ください。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 最低限の基準を示す。2. 高い基準を示す。3. その他() <p>V. あなたの博物館について、倫理に関わる問題(法律や条例に違反する問題は除く)で、過去に起きたこと又は、今後、想定されることは何ですか？該当するものの番号に○をつけ、その具体的な例をご記入ください。[複数回答可]</p> <ol style="list-style-type: none">1. 資料収集・保存に関すること。(例：)2. 資料の所有権に関すること。(例：)3. 文化財等の返還に関すること。(例：)4. 展示・教育に関すること。(例：)5. 人権に関すること。(例：)6. 著作権に関すること。(例：)7. その他(例：) <p>VI. 倫理的な問題が起こり、博物館としてどのように判断してよいかわからないとき、あなたの博物館ではどのように対応しますか？あてはまるものの番号に○をつけてください。9 に○をつけた場合は、具体的問合せ先をご記入ください。[複数回答可]</p> <ol style="list-style-type: none">1. 日本博物館協会に問い合わせる。2. 館種別の団体に問い合わせる。3. 所管の教育委員会や行政の関連部署に問い合わせる。4. 文部科学省・文化庁に問い合わせる。5. 同種の博物館に問い合わせる。6. 国内外の事例を調べ、自館で判断する。7. 法律、国際条約を参照する。8. ICOM(国際博物館会議)に問い合わせる。9. その他() <p>VII. 倫理的な問題に関してどのような支援策が必要だと思いますか？当てはまるものの番号に○をつけてください。1に○をつけた場合は、その理由と具体的支援策を、2に○をつけた場合は、その理由をご記入ください。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 必要である。(理由・支援策：)2. 必要はない。(理由：) <p>VIII. 別添「行動規範に必要な原則」についてご意見があれば、ご記入ください。ご記入の場合は、該当する「原則の番号・事項名」を付記願います。</p>

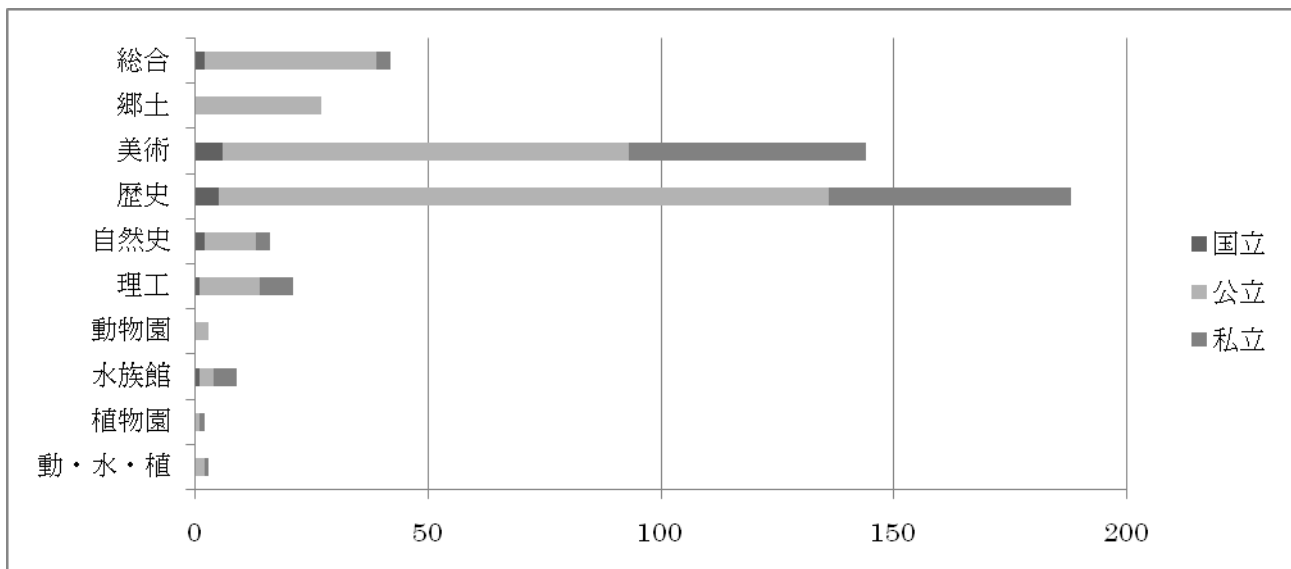


図1 回答館の内訳

問Ⅰの倫理に関する規程について知っている件数を図2に示す。これらの規程について知っている者の割合は、少ない状況にあった。その一方で、全てを知っているとの回答は30件あり、回答を寄せた動物園・水族館12件中の11件が日本動物園・水族館協会（日動水）の倫理規程を知っているなど、意識が高いことを示唆する結果も得られた。

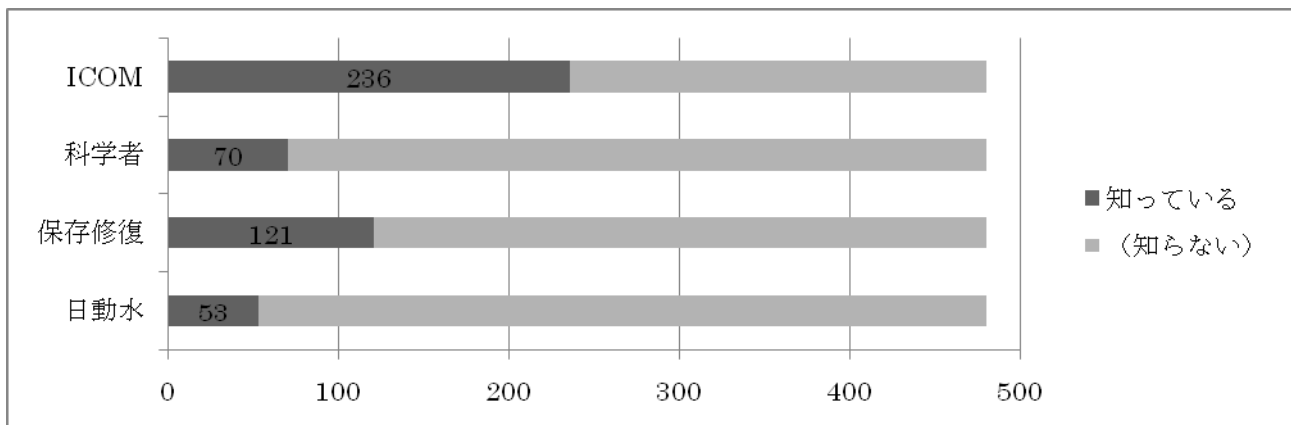


図2 知っている倫理規程

問Ⅱの博物館倫理規程に関する調査研究報告書（平成21年度）で示した「行動規範に必要な原則」については、「適応範囲が不適切・不明」「必要性の理解が不十分」「現実的でない（厳しすぎる・ゆるすぎる）」等を理由に妥当でないとの回答が9件あったが、440件が妥当であるとしている。

問Ⅲに対する回答では、図3に見るように、今後の倫理規程への取り組みについて全館種に共通する基本原則への期待が高いことが示された。図4に示す問Ⅳと合わせて、共通基準への期待が高いことが示唆された。

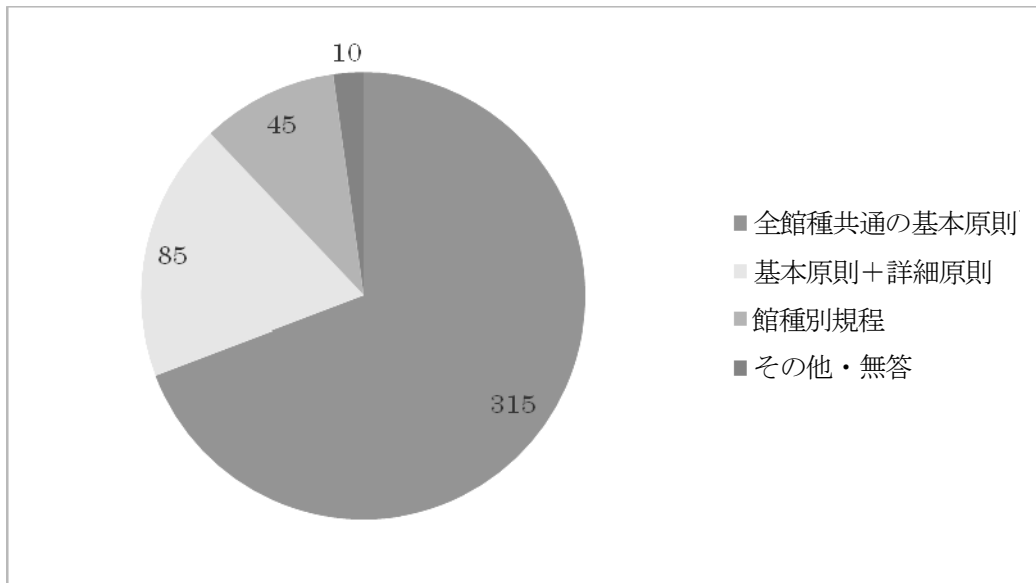


図3 今後の倫理規程への取り組み

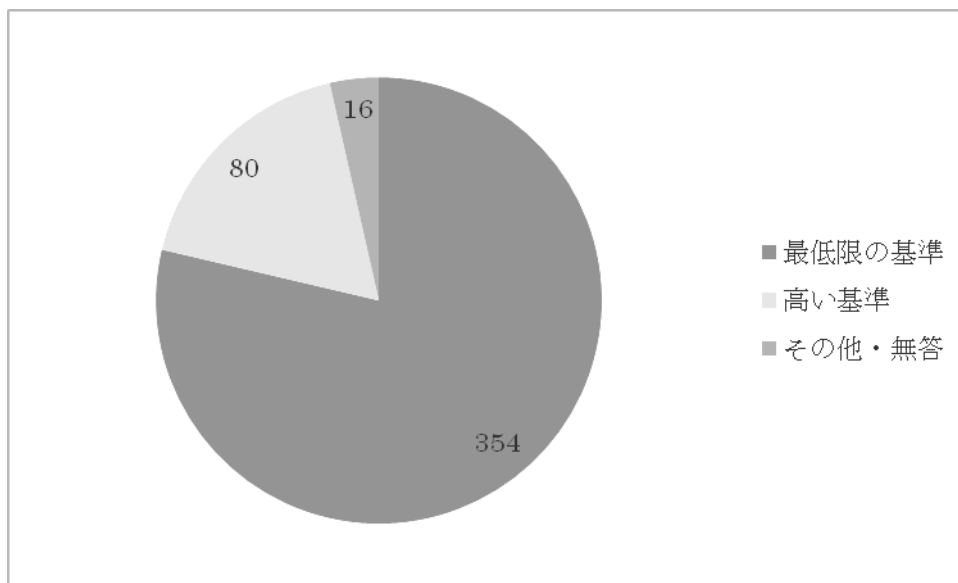


図4 倫理規程策定の基準

問Vに対する結果としては、図5に示すように「資料の収集・保存」と「著作権」に対する問題についての回答が多かった。次いで人権、資料の所有権、展示・教育に関するものが多かったが、これらの事項は、展示・教育等を軸として相互に関連している様子も示唆された。表2に見るように具体例として記載された内容は、博物館にとっての日常的な営為が、倫理の問題として意識されていることを示唆している。さらに、法令や契約として適切に処置されるべき事象、あるいは知識技能の不足と想像される問題についても「倫理」

の範疇として扱われている事例も複数見受けられた。予算や資料の扱い等については、博物館の機能そのものへの周辺の理解の欠如のもとで運営されている等、博物館が置かれている状況の厳しい姿が見られた。

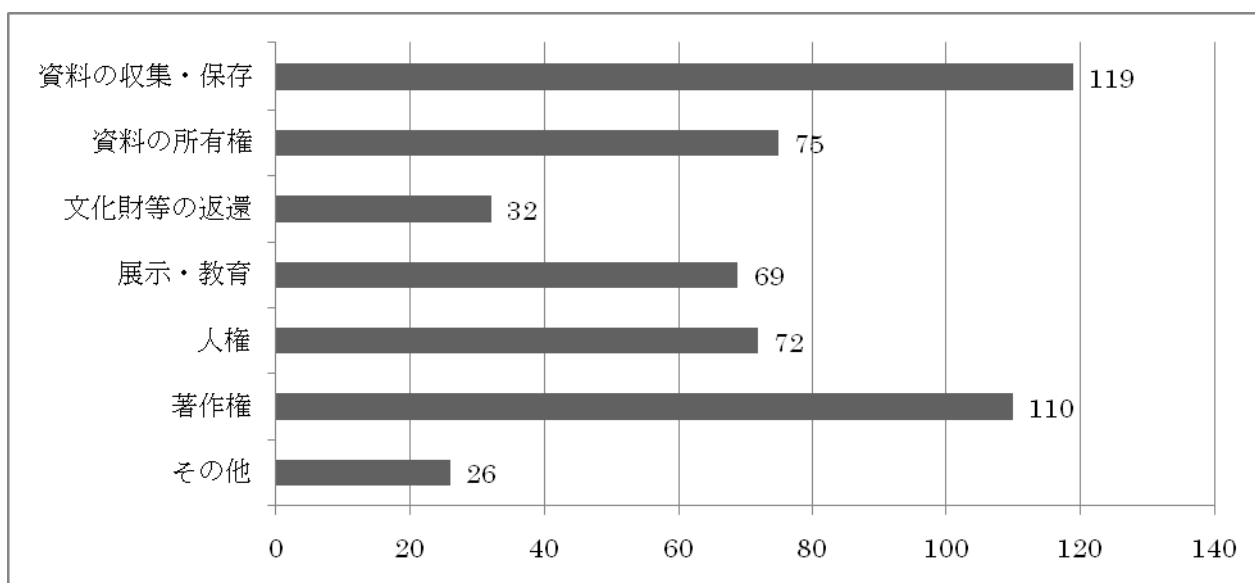


図5 倫理にかかわる問題

表2 倫理にかかわる問題の具体例

具体的例	
資料の収集・保存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収蔵庫・施設・保存環境確保 (34) ・ 状況(受入・寄付・貸借・売買・廃棄等)の記録や規則及び組織体制 (26) ・ コレクションポリシー (24) ・ 履歴(プロパナンス)不明・詐欺・盗難・真贋・順法 (20) ・ 保存修復の技能・人材 (18) ・ 虫害・霉害・破損・劣化・損失・不明・紛失・事故 (13) ・ 経費の不足 (13) ・ 施設や機能の持続性・設置者の方針との相違 (10) ・ 寄託資料の扱い (10) ・ 利用と保存 (6) ・ 資料情報・個人情報の保護・守秘 (5) ・ 地域・ボランティアとの連携 (5) ・ 知的財産権・著作権・遺伝資源等の権利調整 (4) ・ 国際対応 (3) ・ 動物の福祉への配慮 (2) ・ 絶滅危惧生物の保護を目的とした採取・飼育活動 (2) ・ 放射性物質 ・ 災害発生時の対応
資料の所有権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続き・規則・書類・規範の不備 (10) ・ 所有権・著作権等の調整 (9) ・ 資料情報・個人情報の保護・守秘 (5) ・ 管理者・設置者による資料の処遇の相違 (5) ・ 所有者不明の資料 (3) ・ プロパナンス(経緯)不明な資料 (2) ・ 販売者・寄贈者の所有権に関する疑念 (2) ・ 収集後に所有権係争中や不法であることが発覚 (4) ・ 収集後に所有が不法となった ・ 資料履歴情報を外部業者に依存 ・ 時間経過による変化(施設やコレクションポリシーの持続性) (4)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他国となった地域の資料 ・ 寄贈・寄託資料の返却要求 (8) ・ 寄贈・寄託・借用にかかわる手続き・規則・書類等の不備 (6) ・ 寄託・借用の更新にかかわる問題 (6) ・ 寄託者が逝去に伴う返還や相続人の再度寄託の手続きの不備・トラブル (6) ・ 遺族の寄贈申出により調査のために預かったが、遺族間の相続争いに巻き込まれた ・ 寄託から変更(委託・寄贈・購入)を求められた (2) ・ 寄託者・委託者との資料活用法の齟齬 (2) ・ プリーディングローンの考え方・配偶子の取扱 (2) ・ 資料死亡時の免責事項の確認
文化財等 の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄贈資料の返還要求 (11) ・ 寄託資料の返還要求 (3) ・ 国際間の資産返還が出てくる可能性 (6) ・ 時間経過に伴う資料処遇変化への対応 (4) ・ 出土品の当該自治体等への移管 (2) ・ 資料の破損における補償 (2) ・ 資料の由来管理 (2) ・ 海外古書を一括資料として収集した際に混入していた公的機関図書室の蔵書の返還 ・ 研究用に貸し出した地元住民所持の地元出土遺物が、そのまま県の所有物に返還約束があった埋蔵資料の国からの未返還
展示・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議論の分かれる展示(差別・性・暴力・先住民・進化論・旧石器等) (13) ・ 保存と活用のバランス (9) ・ 予算・人員等の資源の不足 (7) ・ 内容の正当性や質の保証 (6) ・ 地域・友の会・ボランティア (5) ・ プライバシー・個人情報保護 (6) ・ 資料・作品等の破損・盗難 (4) ・ 著作権や知的財産権 (4) ・ 他専門機関、企業等との連携・調整 (4) ・ 動物福祉への配慮 (3) ・ アクセスビリティ (3) ・ 収益性と公益性のバランス (2) ・ 利用者と職員のトラブル (2) ・ 資料提供者の意思や地域の習慣・信仰に対する配慮 (2) ・ 学芸員実習に関する基準 ・ 専門知識・技能を持つ人材の育成 ・ 野生の姿を正しく伝えることができているか ・ 作品の販売依頼 ・ 施設の専門性、中長期戦略
人権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開が不適切な資料・表現(差別等) (29) ・ プライバシー・個人情報の守秘 (23) ・ 先住民に関するもの (3) ・ 他国となった地域にかかわるもの (2) ・ 研究を優先させることで個人の人権を侵してしまう危険性 (4) ・ 議論の分かれる事項への配慮(宗教・戦争・個性等) (4) ・ 人体に関する展示 ・ 人権に関わる資料公開の基準 ・ 過去に刑罰を受けた作家の作品 ・ 来館者のプライバシー・肖像権 (6) ・ アクセスビリティ (5) ・ 利用者の突発的な行動による展示作品の破損 ・ 職員の言動による利用者の心への傷害 ・ 広報媒体への記載内容の配慮 ・ 職員の超過勤務、パワハラ・アカハラ等 (3) ・ 職の専門性に対する配慮 (4)
著作権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料に関する著作権処理・契約・法令順守等 (29) ・ 無許可撮影・無断使用・盗用・目的外使用 (16) ・ 作品の写真の展示会カタログ・出版物・web・メディア等への使用 (13) ・ 二次使用 (11) ・ 著作権者が不明・多贈 (11) ・ 古文書、古写真、寄贈フィルム等の著作権 (9) ・ 映像作品の上映・著作周辺権の扱い (5)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルデータの利用・保存 (5) ・ 委託作成したキャラクター・イラスト・映像等の著作権や周辺権 (4) ・ 解説文の著作権 (4) ・ プライバシー・肖像権 (4) ・ 作品や展示室内の撮影 (4) ・ 写真資料 (3) ・ クレジット表記 (3) ・ 研究のプライオリティに関する紛争(2) ・ 海外との処理 (2) ・ 複製品の公開 ・ 献納宝物 ・ 利用者への周知 ・ 彫刻の鑄造等に関わる著作権 ・ 文化庁による実態調査に基づく対処 ・ 著作権の問題は倫理で扱うものではない
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用(専門の知識・技能を持つ職員の不在・不足、不安、障がい者) (6) ・ 個人情報の保護、公開、研究のバランス (4) ・ 文化・資料保存・博物館の存在価値そのものが問われる (3) ・ よくわからない (2) ・ 設置者との関係 (2) ・ ボランティア (2) ・ セキュリティ (2) ・ アクセスビリティ (2) ・ 学問の自由 ・ デジタル化に伴う各種権利関係の整備 ・ 例外的な運用による規則の形骸化 ・ 飼育中に死亡・処分資料の取扱 ・ 資料貸借の借料・保険料・契約条件等

問VIでは、倫理問題の対応についての図6のような回答を得た。教育委員会や地方行政への問合せは、回答者に占める公立館の件数とほぼ同じ傾向を示していると思われる。同じように高い数字を示したのは、同種の博物館への問合せであった。I COMに対してはその倫理規程の認知度の割には少なく、これについては、I COM日本委員会事務局でもある日本博物館協会の数と合わせて考える必要があると思われる。また、同種の博物館の割合が高いことは、事例で判断の件数と合わせて倫理問題については個別の事例の積み重ねによって判断が行われていることが示唆される結果となった。

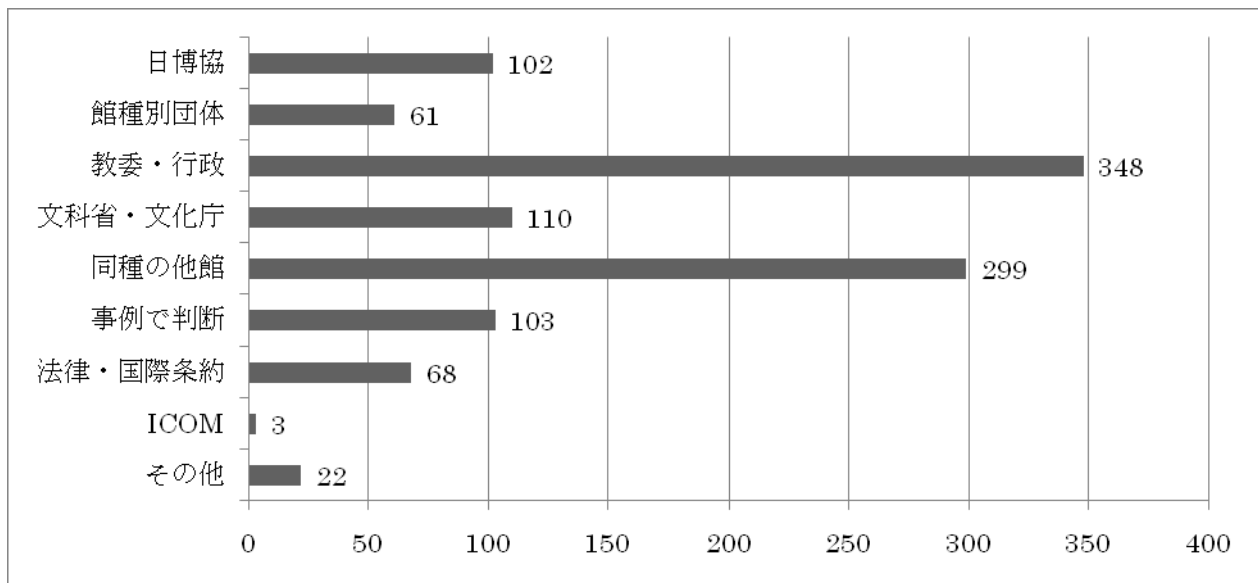


図6 倫理問題の対応

問Ⅶでは、倫理的な問題に関する支援策について、図7のような回答を得た。館ごと・事例ごとに状況が異なることを主な理由として不必要とする回答が 58 件あったが、339 件が相談窓口や評定機関あるいは事例集や web でのガイド等を含めて支援が必要であるとしている。上部機関への指導等、周辺者への働きかけを期待するものもあった。

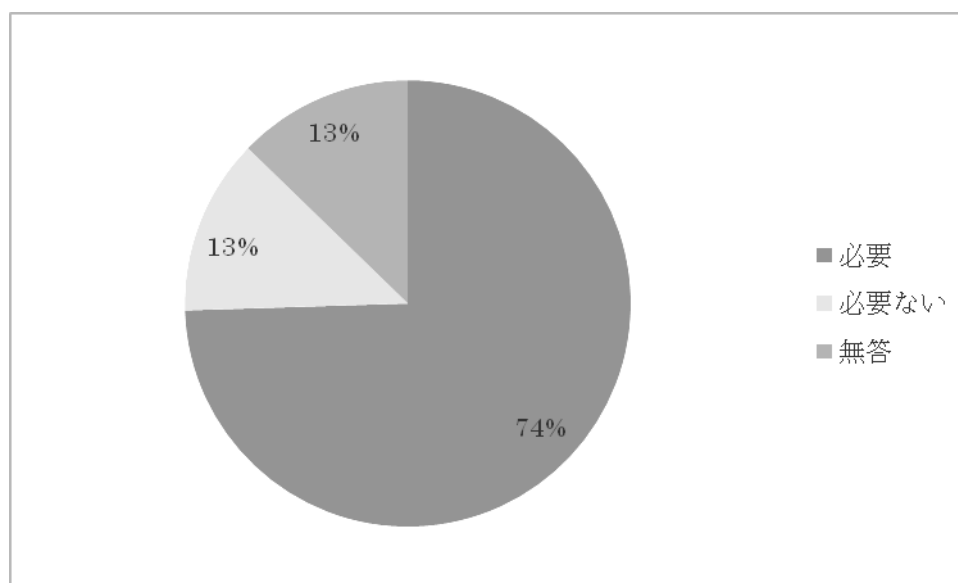


図7 倫理問題に関する支援策

倫理問題に関する支援策を必要であると回答した者の理由等は、表3に示すように、大別して、①対応窓口、②情報共有、③統一的な基準、④コンセンサス形成、⑤人員や予算の

支援、⑥人材育成、⑦その他の7つに分類され、それぞれ問題を自分のものとして具体的に捉えていることが伺える内容となった。

必要はないとした者の理由の回答は、大別して、①将来の予見は不可能、②個別での解決が有効、③その他の3つに分類された。こちらも問題を自分のものとして具体的に捉えていることがその背景にあることが読み取れる内容であった。

表3 倫理に関する支援の理由

理由（支援策）	
必要である	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切に対応してくれる専門的な相談窓口・機関 (86) ・ 公平な評価判断・助言のできる第三者委員会的組織 (16) ・ 統一された問い合わせ窓口 (5) ・ 問題に対応するための博物館等の連携組織 (9) ・ 日博協や文化庁・文科省などに専門の部署を設置 (4) ・ 事例集・マニュアル・Q&A・ハンドブック等の刊行、web への up (49)。 ・ 研修会・講習会・講演会・セミナー・シンポジウム等の研修機会 (47) ・ 事例の共有 (47) ・ 情報を共有するための仕組み (35) ・ 統一的な基本原則・ガイドライン・詳細規程の制定 (45) ・ 行政を含めた社会全体のコンセンサスづくり (24) ・ 倫理規程や行動規範の普及・周知・教育 (11) ・ 法による裏付け (9) ・ 人員や予算の支援 (19) ・ 専門弁護士の確保 (3) ・ 人材育成 (8) ・ 学芸員養成課程で倫理も必修とする (2) ・ 将来的に問題が起きる可能性がある (6) ・ よくわからない (2) ・ 著作権料の優遇措置 ・ 職務上の倫理・権利・使命等で図書館協会は先行している ・ 倫理的な問題は、公開することが不適當なこともあり具体的な支援は難しい ・ 法解釈を平気で変更する外国政府への対応 ・ 同じ地域の後発館が同じ分野の資料を収蔵し競合してきた
必要はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点で問題が生じていないため (14) ・ 将来発生する問題の予測は困難であり、有効な支援は不可能 (5) ・ 個別に解決の方が望ましい (12) ・ 規定範囲を定めて、各館の判断に任せる (4) ・ 倫理規程だけでよい (2) ・ 地域や関係機関で協議して問題を解決している (5) ・ 相談先があれば十分 ・ 倫理憲章、行動規範を独自に定めている ・ 常に法・規則・条例に則って活動している (3) ・ 倫理面だけの支援策など不安である ・ 指定管理者制度が導入されていないため ・ 研修の開催があっても経費の問題で参加しにくい ・ 企業PR施設として設置 ・ 啓蒙のための人材派遣

問Ⅷの「博物館倫理規程に関する調査研究報告書（平成 21 年度）で示した「行動規範に

必要な原則」については、表4に示すように、博物館の運営形態、学芸員養成における大学の役割、博物館そのものに関する理解、変化し続ける状況へ対応する仕組みへの配慮、また、規程の構成あるいは必要性、目指すべきものに関するコメントが見られた。

表4 行動規範に必要な原則についての意見

- ・ 博物館の関係者が資料や博物館を尊重するのは当たり前。自覚・普及しなければならない。さもないと、指定管理者・非常勤職員・ボランティアの比重が高まり、また入れ替わりのスピードが高まっている状況のなか、時間と共に「倫理」が低下する。(1.尊重)
- ・ 学芸員だけでなく博物館全職員が知る必要がある。特に、館長職等への研修を義務化する必要がある。(全)
- ・ 現在の状況の中で、予算的・人的制約から、博物館がこれらの問題について十分な環境にあるとは考えられない。(5.収集保存、6.調査研究、8.研鑽)
- ・ 設置者＝広く行政組織そのものにアピールしていくことが必要。(3.設置)
- ・ 博物館は建築物であり、物理的・経済的な条件を最低限整えなければならない。「3.設置」はより明確な施設の条件、「4.経営」はコスト管理への言及が必要である。「調査研究報告書」に書いてあるように、収蔵品の保存、展示に対する責任を強く自覚し、戦略的な経営を考える必要がある。「経営資源を最大限に活かし」の資源を確保すること自体が課題である。公共性が高くても閉・休館の事例もある。より厳しくする必要がある。
- ・ 高い理想に基づいた原則と感じた。
- ・ 収蔵品の習得、収蔵品の起源、博物館職員の専門的行動などについて、国際的に遜色のないものを定めることは急務である。実現可能な形で定め、望ましいレベルに高めていく必要がある。
- ・ 法令を遵守するのは当然。より良い法律にしていくという視点が欠けている。(10.自己統制)
- ・ 示されている行動規範に必要な原則は非常に良い物だと思う。博物館の使命と同様、従業員のみならず来館者にも博物館の存在意義並びに活動の理解を促進したい。
- ・ 規程策定に反対ではないが、当然なことを何故今更策定なのか。設問にある「倫理的な問題(法律や条令に違反する問題は除く)」のイメージが湧かない。具体的にどのような事態を想定しているのか。
- ・ 設置者に対してもっと責任ある行動を求める形の文章が必要。指定管理者を想定した「原則」等、法制度の変更に応じた内容も盛り込まれるべきである。
- ・ 表記上「確保」を「増加の努力」と明示する。最新情報を共有するための研修が必要である。
- ・ 倫理的な問題は個人に資するところも大きく、意見が著しく異なる場合がある。(1～10)
- ・ 大学での学芸員養成教育との連携にも言及する必要がある。(8.研鑽)
- ・ 異存はないが、概念的な内容だけではなく、別途、具体的な細則や基準が必要である。(3.設置)
- ・ 具体性のある指針が必要である。
- ・ 規程はあったにこしたことはないが、ここまで文章にする必要があるのか。
- ・ 博物館関係者だけでなく、社会全般や各自治体幹部への啓蒙が必要である。(1～10)
- ・ 博物館施設を閉める時の倫理規程も必要である。公立館でも競売にかけられる可能性がある。資料の保全については「しかるべき機関で保全する」などという文言が必要である。
- ・ 「1.尊重」がトップにくるのに違和感がある。博物館の使命を謳った「2.貢献」が最初にくるべきである。
- ・ 「10.自己統制」は、博物館員固有の問題ではなく他の項目と異質である。行動規範の前文の内容ではないか。

資料4. 博物館倫理規程に関するヒアリング調査結果概要

1. 博物館関係団体

博物館団体四者を対象として、表5に示す内容について文書で調査を行い、表6に示す回答を得た。担当者の個人的意見として回答した団体もあり、博物館関係団体の全てで統一的な検討を行っているのではなく、それぞれの実情や個別の事象に応じた取り組みが必要であることが示された。

表5 博物館関係団体に対する質問

- | |
|--|
| <p>① 倫理に関する問題（法律や条例に違反する問題は除く）で、過去に問題になったこと及び将来問題になりそうなことがありますか。</p> <p>② 倫理規程を策定する場合、内容及び形式、位置づけ等について留意することはありますか。</p> <p>③ 平成21年度「博物館倫理規程に関する調査研究報告書」で示された「行動規範に必要な原則」について、ご意見をお聞かせください。</p> <p>④ その他、特にご意見があればご記入ください。 / 貴協会にあっては、倫理規程が既に策定されておりますが、策定後の各施設における倫理上の意識・活動の変化及び実施上の問題点があればお聞かせください。</p> |
|--|

表6 博物館関係団体からの回答

番号	内容
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収蔵作品や展示作品の真贋問題 ・ カビや虫発生等を含む保存環境維持の問題 ・ 欧米の美術館では問題となっている略奪美術品の返還問題 ・ 退会勧告後に自主退会 ・ 希少種・使役動物・歴史伝統など、統一見解を作ることが困難 ・ 動物福祉への配慮 ・ 所蔵・寄託資料の紛失 ・ 公開利用規則と求められる利用方法の不整合 ・ 個人情報を含む資料の公開制限を時の経過でどのように緩和するか
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普遍性のある内容（ICOMの倫理規程に沿っている、博物館一般に広く適用できる等） ・ たくさんの異なる立場の考え方があることへの配慮 ・ 団体員として望ましい姿を示すことが必要 ・ 団体としての資格や懲罰制度 ・ 団体の社会的位置づけを高めていくためには一定の物差が必要 ・ 理由や動機をはっきりさせることが必要 ・ 策定と浸透は別の次元の話 ・ 日博協策定の内容に合意することができても、個別の団体で策定することが必要
③	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過不足なくまとめられた適切な内容 ・ 「行動規範に必要な原則」での問題は雑把で整理の必要がある ・ 観念的なものと具体的な職務内容が混在している ・ 「博物館関係者」を自分のこととしてとらえる「博物館関係者」がどの程度いるのか疑問 ・ 博物館を主語に倫理を規定する考え方に違和感がある
④	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体固有の倫理規程を作成すべきかどうか検討していきたい ・ 策定した規程がかなり浸透してきているが、考え方等の違いから多くの問題点がある ・ 実質的な運用基準がないため規程が満たされたかどうかは各館の主観に委ねられている。そのため、問題発生時の対応が複雑化するとともに、団体としての方向性を出すの

に時間を要している

- ・ 設置者や運営者向けには、すでに「望ましい姿」や「望ましい基準」がある。学芸員向けならば、学芸員の自尊心に訴えかける体裁が必要
- ・ 団体として何らかのルールは必要と考えている

2. 学識経験者

博物館に関する学識経験者四者を対象として、表7に示す内容で調査を行い、表8に示す回答を得た。

表7 博物館に関する学識経験者に対する質問

- ① 倫理に関する問題（法律や条例に違反する問題は除く）で、過去に問題になったこと及び将来問題になりそうなことがありますか。
- ② 倫理規程を策定する場合、内容及び形式、位置づけ等について留意することはありますか。
- ③ 平成21年度「博物館倫理規程に関する調査研究報告書」で示された「行動規範に必要な原則」について、ご意見をお聞かせください。
- ④ その他、特にご意見があればご記入ください。

表8 博物館に関する学識経験者からの回答

番号	内容
①	<ul style="list-style-type: none">・ 旧石器捏造事件・ 孔子鳥化石購入問題・ 専門職員の不足・ 脆弱な組織体制・ 先住民に関する資料の扱い・ 資料の公開・利用（長期間にわたる囲い込みにより研究に影響）・ 戦前からある資料の扱い
②	<ul style="list-style-type: none">・ ICOM倫理規程に沿うこと・ 博物館及び博物館人を対象・ 設置者や管理者の責任に及ぶ規程・ 館長・学芸員のみでなく博物館に関わる多様な人々を対象・ 博物館類似施設までを含むこと・ 拘束力があること・ 具体的事項を含む表現・ 禁止規程ではなく、目標とすべきことを示す・ 法や「望ましい基準」の中の項目と関連して検討されたという位置づけの明示が必要・ 博物館職員への効果的な普及方法（配布方法、冊子のサイズ等）・ 我が国の実情を踏まえた内容が必要・ 即効性を求めるならば国が主導することが望ましい
③	<ul style="list-style-type: none">・ 内容は了解できる・ より具体的な記述が必要・ 2、3、6、7、9の「貢献」と「寄与」は言葉が重なっている・ 3、4の目標を定めることが重なっている・ 7の「資料」には新たな創造の可能性も考慮する必要がある・ 構成としてよくできている・ 一歩踏み込んだストレートな記述をしてはどうか・ 図書館と同じように守秘義務の明記が必要・ 4、8、9は「望ましい基準」との違いが明確ではない・ 2、3、4の「公共（性）」、「公益（性）」の定義の整理が必要・ 4の「博物館関係者」の範囲を明記する・ 3、4は国が法で定める必要があると考える・ （学校教育現場のように）現場の事務が増えて本来の業務が疎かにならない仕組みが必

	要
	・ 評価は必要であるが「評価のための評価」にならない仕組みが必要
④	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学芸員資格に関わる科目を担当する教員等」を「学芸員養成にかかわる教職員」に ・ 全体として特に修正を求める個所や意見はない ・ 現場で有効な倫理規程になることを期待する ・ 平成 15 年の「公立博物館の設置運営基準」改定に伴う数値基準の撤廃により、日本の公立博物館の最低基準は骨抜きになっている。施設と人があつての「倫理」である

3. 指定管理者

博物館運営を広く行っている指定管理事業者四者を対象として、表9に示す内容で調査を行い、表 10 に示す回答を得た。利用者・雇用者と設置者の両方を見据えた視点からの指摘が見られた。

表9 博物館関係の指定管理者に対する質問

①	博物館の指定管理者として、倫理に関する問題（法律や条例に違反する問題は除く）に直面したことはありますか。その内容は何か。
②	指定管理者として、博物館の倫理についてどのように考えますか。
③	倫理規程を策定する場合、指定管理者としての意見をお聞かせください。
④	平成 21 年度「博物館倫理規程に関する調査研究報告書」で示された「行動規範に必要な原則」について、指定管理者の立場からご意見をお聞かせください。
⑤	その他、特にご意見があればご記入ください。

表 10 博物館関係の指定管理者からの回答

番号	内容
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者からの苦情 ・ 寄託資料に関する著作権問題や寄託者情報の開示 ・ 関係機関に対する資料貸借の許諾 ・ 行政からの仕様に基づく管理運営 ・ パワハラ、セクハラ ・ 設置者による展示の制限 ・ 特になし
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置者でも博物館という組織体でもない、業務の代行という位置づけでの行動規範が必要 ・ 博物館の普遍的使命に合致することが望ましい ・ 契約に基づいた設置趣旨の具体化 ・ ステークホルダーに対する企業の社会的責任と公共性の担保といった二重のバイアス ・ 利用者（行政・住民）の満足 ・ 関係者の多様化への対応が必要 ・ 事業者として博物館の倫理に配慮した業務を行う ・ 文章ではなく暗黙知として共有
③	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数館を管理する法人の位置づけの明確化が必要 ・ 運営主体や職員交代にも行動規範が継承される仕組みが必要 ・ 指定管理者の選定要件に行動規範を盛り込む必要がある ・ 全館種に共通する最低限の基本原則の基準が望ましい ・ 各地方自治体によって温度差はあるが、公立博物館の倫理の根拠は地方行政の下にある ・ 理想的な基準ではなく、それぞれの地域の実態に即した策定が必要 ・ 利用者の視点を前提に据えた倫理規程 ・ 規程が策定された場合は十分に配慮するが、契約に当たっての発注者側の認識・理解が重要となる
④	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者について具体的に言及されていない

-
- ・ 妥当である
 - ・ 指定管理者にとって「行動規範に必要な原則」そのものが、業務仕様・業務水準を意味している。事業の仕様や水準を維持・達成するためには、それに見合う費用が必要
 - ・ 厳格な行動規範に適した運営予算の措置、振興に向けた行政の理解、国によるさらなるリーダーシップに期待したい
 - ・ 内容的に特に問題はない
 - ・ 設置者側の姿勢・意向等の影響が大きい
 - ・ 10. 自己統制において、博物館類似施設の場合「博物館に求められる望ましい基準」に当たるものは具体的に何を示すのか不明
 - ・ 博物館類似施設が数多く存在する現状ではこの規程は困難
 - ・ 設置者（発注者）側が指定管理の業務仕様・要求水準等を明記する必要がある
- ⑤
- ・ 今後も変化するだろうが、現状では指定管理者の扱いは設置者に含めるのが妥当と思える
 - ・ 1 尊重で「関わる」と「係わる」が混在。
 - ・ 特にない
 - ・ 形態・目的・使命・活動方針等は様々である。大きな原則・規範を示す現状の方式が適切と考える

資料 5. 博物館倫理規程に関するパネルディスカッション概要

平成 22 年 11 月 25 日、奈良県新公会堂を会場として開催された第 58 回全国博物館大会に併せてパネルディスカッション「博物館と倫理規程」が開催された。全国各地から博物館長、学芸員などを中心に関係者約 60 名が参加しての議論となった。

斎藤靖二氏(神奈川県立生命の星・地球博物館長、博物館倫理規程に関する調査研究委員会主査)が座長となり、先に発行された「博物館研究」(日本博物館協会)45 巻 7 月号の特集に掲載された「行動規範に必要な原則 10 項目」を提示しながら、議論の共有を促した。基調講演は、建畠 哲氏(国立国際美術館長)、布谷知夫氏(三重県立新博物館整備推進室顧問)、安田篤生氏(原美術館学芸統括)により行われ、それぞれの立場から論点が提出された。

建畠氏は、「博物館設置者の倫理」と「館員の職業上の倫理」の両面から議論を進めた。設置者の倫理に関しては、今日の日本の独立行政法人制度や指定管理者制度のもとでは、I COM 倫理規程と現状の間に矛盾点が生じることを指摘し、効率的運用や収益重視のもとでは公益性や非営利性の維持が困難な状況にあること、定期的な契約更新という制度のもとでは恒久性・永続性という観点からも問題が大きいことを改めて議論提起した。職業倫理の面からは、学芸員と、ジャーナリズムや評論活動と商業活動の関係など線引きの難しい問題に言及し、さらに著作権問題などを例にフリーユースなど時代の中で変容する著作権理解を示した。これらから博物館が社会からの要請に向き合うためには、明文化と同時に「時代の中で生きた倫理規程」でなければならないと指摘した。

布谷氏は、博物館を利用者側から捉え、その中で倫理規程をどう捉えるかを議論した。資料を展示する場としてだけでなく、利用者の学習の場、人が育つ場として博物館を捉え、そのなかで博物館は、自立した個人・地域社会をつくることに貢献するものであり、来館者だけでなく、地域の人へどのように博物館からの情報を届けるのか、といった博物館のあり方の根幹と関わる利用者の捉え方を投げかけた上で、まず学芸員が博物館の理念を明確にして共有し、それに基づいた行動によって地域から博物館の目的が理解されることが必要であると述べた。

さらに、学芸員だけではなく、利用者組織を博物館の運営の中でどの様に位置づけをするのが館として重要な点であることを示し、同好会やボランティアを含めた活動の成果が学芸員と利用者との対等のものであることに注意を促した。

安田氏は、館種ごとに異なる課題の大きさを認識する必要性を指摘し、美術館では自明だが美術館特有の事柄などについて、整理し共有することが重要だと述べた。美術館にとっての博物館資料は作者の作品であり、美術館は展示によって鑑賞者に発表する媒介者(メディア)としての性格を持つ。その際に作品のメッセージは鑑賞者の反発を招く場合もあり、倫理規程に収まらない政治的な意味合いを持つ場合もあることなど、単館では解決しにくい課題を指摘した。また、館種以外にも公立や民営など設置者の組織の差異が館の課題にも影響していることを指摘し、さらに、博物館で担う役割によっても課題が異なっている

ことを述べた上で、倫理規程をつくるためには、博物館で働く構成員、事務職員まで含め、博物館に関わる職業人同士の対話の中から生み出すべきものだと改めて示した。多様な館種であれ、設置者が異なる組織であれ、一致できるものを、議論して作る必要を述べた。

総合討論での話題は、主に1) 倫理規程を適用する範囲、2) 指定管理制度等の契約年限が設けられているもとの恒常性や継続性の問題、さらには、3) 倫理規程の活用手法に話題が及んだ。1) に関しては、適用する範囲は職員を中心として、利用者の重要性は別途示すべきとしながらも、利用者組織へも使命や倫理規程を知らせる努力が必要だという議論も示された。2) に関しては、設置者や指定管理者への言及が必要という指摘や、指定管理者制度の実績がどのような成果を生んでいるのかよく見る必要があるとの議論があった。3) に関して、倫理規程は罰則で縛るようなものではなく、現場の学芸員が志を示せるような元気のである、博物館をよくしたいと思うような規程にしたいとの意見が出された。さらに問題解決のために議論するよりどころであること、倫理規程を議論する大前提が博物館の公共性や公益性の確保であることなどが改めて指摘された。

生涯学習施策に関する調査研究
博物館倫理規程に関する
調査研究報告書

発行 平成 23 年 3 月 18 日

編集 財団法人 日本博物館協会

〒100-8925

東京都千代田区霞が関 3-3-1 尚友会館

phone : 03-3591-7190

印刷 タナカ印刷株式会社